全国厚生労働関係部局長会議

令和4年1月 子ども家庭局

《目次》

1.	子育で	世帯生	主活支	え援物	持別	給付	金	につ	いり	て	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	新たな	;子育7	て家庭	₤支扌	爰の	基盤	きを.	早急	に	整	備し	て	いく	< <i>t</i> .	: X	の	支	援し	こつ	いい	て	•	 •	•	•	•			•		•	•	•	2
3.	保育士	上等の処	<u>见遇</u> 改	を書し	こつ	いて	-					•				•																		1 1
4.	こども	政策(の新た	:な	推進	体制](こ)	関す	-る	基:	本方	5針	127	つし	ハて	-					•			•			•							1 5
(1 (2 (3) 保育) 待榜) 人 [の充実等 育人材の 幾児童ダ コ減の等し	が確保 対策に 下にま	らける	る保	育摄	提:	等に	つ	61.	7		•			•																	. 2	2 9
		ョ 川 寺 (後 児 童 ク																																
(3)社会	な配慮が を を を を を を を で が を で り 親 に り れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	育の五	美	こつ	いて			•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	4 1
8.	成育基	基本法等	等を路	当ま :	えた	母子	保	健医	₹療	対	策の)推	進			•	•							•				•	•	•	•		- 6	3 C
(参	考1)	令和 4	4 年度	₹子。	ども	家庭	€局·	予算	案	の	概要	Ę					•			•			 •	•				•	-	•			- 7	7 C
(参	考2)	照会纪	た一賢	Ē																														10

1. 子育て世帯生活支援特別給付金について

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1)支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ② ①以外の令和3年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯 (その他低所得の子育て世帯)
 - ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯:都道府県、市(特別区を含む)

及び福祉事務所設置町村

その他低所得の子育て世帯:市町村(特別区を含む)

(2)給付額

児童一人当たり一律5万円

(4)費用

全額国庫負担(10/10)

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5)予算額

- 2,175億円(事業費1,895億円、事務費280億円)
 - ※令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6)申請期限

令和4年2月末日(自治体により異なる場合があります。)

- ※申請が必要な方
 - ① 低所得のひとり親世帯:直近で収入が減少した世帯等
 - ② その他低所得の子育て世帯:対象児童を養育する者で、<mark>高校生以上の児童のみを養育</mark>していて、令和3年度住民税 (均等割)が非課税の方、もしくは、直近で収入が減少した世帯

2. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に 整備していくための支援について

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(案)の要点

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

<u>(1)把握・マネジメント機能の強化</u>

- 〇市区町村における身近な子育て支援(保育所等)による身近な把握・相談機能の整備
- 〇全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関の設置 ※子育て世代包括支援センター(母子保健)子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の見直
- 〇母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのサポートプラン作成

(2)支援の充実

- ○支援の必要性の高まりを防ぐための家庭・養育環境の支援の事業の創設 ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
- 〇支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭·養育環境の支援に関する利用**勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

- ○児童相談所の支援強化 ※民間と協働して保護者支援(親子再統合)や里親支援(里親支援機関の児童福祉施設化)の確実な提供を可能に。
- 〇一時保護開始の判断に関する司法審査の導入
- 〇一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と第三者評価の受審

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

- 〇児童相談所による措置等の際に、子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握し、子どもの最善の利益を考慮しその措 置等に勘案
- 〇都道府県による**意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**(児童福祉審議会等)の活用等による権利擁護の環境整備
- ○社会的養育経験者の自立支援の充実 ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

- 〇子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の創設(P)
- 〇児童へのわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

市区町村等におけるマネジメントの強化

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。
- この相談機関では、<u>妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント</u> <u>(サポートプランの作成)等を担う</u>。

子育て世帯の「かかりつけ」の相談機関

- 〇保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育で支援拠点事業、NPO法人等を活用して、妊産婦、子育て世帯、子どもの把握・相談のアクセス向上のために各圏域に設置。
- ○悩み等の受け止め、情報提供、訪問を実施
- 〇(必要に応じて)一体的相談機関につなぐ

妊産婦

子育て世帯 (保護者)

子ども





一体的に相談支援を行う機能を有する機関

(市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し)

- 業
- つながり(訪問・アウトリーチ)、課題把握、相談支援
- 〇 サポートプランの作成
- 〇 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部をかかりつけの相談機関等に委託可とする。



児童相談所

民間資源・地域資源 と一体となった 支援体制の構築

様々な資源による 支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所 (保育・一時預かり)

ショートステイ <レスパイト> 教育委員会・学校 <不登校・いじめ相談> <幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ 児童館

子育てひろば

家や学校以外の 子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート 産後ケア 障害児支援

等

全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援(市区町村)

○ <u>子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要</u>がある。

具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。

ア:子育てする親の負担や悩みを軽減する

イ:子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する

ウ:より良い親子関係の構築に向けて支援する

○ これらの支援について、<mark>子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による</mark> **計画的な整備**を求める。

訪問による生活の支援(子育て世帯訪問支援事業(仮称)の新設)

- ・ 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
- ・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

短期入所支援の充実(子育て短期支援事業の拡充)

- 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする
- ・ 利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする
- ・ いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

学校や家以外の子どもの居場所支援(児童育成支援拠点事業(仮称)の新設)

・ 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、 行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

親子関係の構築に向けた支援(親子関係形成支援事業(仮称)の新設)

・ 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワーク などによるペアレントトレーニングを提供 地域子ども・子育て 支援事業への位置づけ

✓ 市町村の計画的整備

✓ 子ども・子育て交付金 の充当

支援の必要性が高い妊産婦、子育て世帯、子どもへの対応力の強化

<保護者への支援>

○ 保護者支援について、親子関係支援の必要性が高い場合に行う「**親子再統合支援事業」について都道府県が整備に 努めることとし、整備促進のための支援**を行う。

<子どもへの支援>

- 家庭養育優先原則を一層推進する観点から**「里親支援機関」を児童福祉施設として位置づけ**る。また、里親支援機関において行う里親支援に要する費用を措置費と同様の扱いにする。
- 社会的養護を経験する等した児童等について、都道府県は、自立支援が確実に提供される環境の整備に努めることとし、訪問・通所による自立支援の事業も整備する。また、施設等における自立支援について、年齢ではなく、児童等の置かれている状況や本人の意見等も踏まえ、都道府県が必要と判断する時点まで支援が提供できることとする。

<支援を必要とする妊婦への支援>

○ 訪問や通い、入所により生活面の支援や心理的ケアの提供、出産後の養育環境整備や関係機関への繋ぎ等を行う支援事業を制度に位置づける。

子どもへの支援

- ・ 里親支援機関を児童福祉施設として位置づけ、第三者評価
- ・ 自立支援が確実に提供される環境の整備を都道府県の努力義務として位置づけ
- ・ 施設等における自立支援について、年齢ではなく、都道府県が必要と判断する時点まで支援

保護者への支援

- ・ 心理職の専門知識活用を図るための体制強化、研修等
- ・ 親子再統合事業の整備を都道府県の努力義務として位置づけ

妊婦への支援

・ 生活面の支援や心理的ケア、出産後の養育環境整備や関係機関の繋ぎを行う支援事業を法定化

- ✓ 社会的養育推進計画
- ✓ 統合補助金による手当
- ✓ 里親支援に要する費用 の扱いの検討

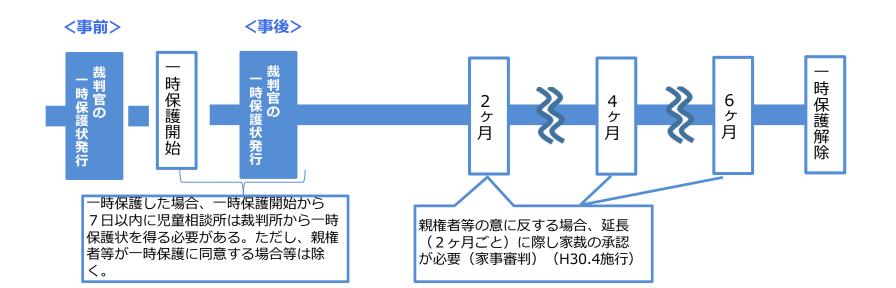
一時保護時の司法審査等

<一時保護の適正手続の確保>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
 - ▶ 裁判官が発行する一時保護状(仮称)による方法(事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求)とする。
 - ▶ 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - ▶ 一時保護状(仮称)発付の請求の却下の裁判について、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な 危害が生じるおそれがある場合には、児童相談所からの不服申立手続を設ける。

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- 〇 ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**する。
- 〇 **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**し、その場合、 国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
- 〇 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を 受けることとする。**



6

子どもの権利擁護

- 子どもは一人では意見を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、児童相談所による 措置等の際に、子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘 案する。
- 権利擁護機関(※)の調査審議・意見具申が適切に行われる仕組みの整備等により、子どもの権利擁護の環境整備 **を行うことを都道府県の業務**とする。
 - ※ 子どもの意見・意向を処遇等に適切に反映させていくため、意見・意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等 と調整を図り、対応の改善を促す機能を有するもの
- 都道府県は今回創設する**意見・意向表明支援事業**等を活用し、**意見・意向表明支援員の配置**など必要な体制の整備 に努める。

(都道府県は自らまたは外部に委託をし、意見・意向表明支援(アドボケイト)を行う。)



<子どもの意見・意向表明支援と権利擁護の環境整備>

・一時保護や入所措置、在宅指導措置等がなされる際、<u>子どもの意見・意向を把握し、措置</u> 等に勘案することを法令、通知等で明記。



児童本人

都道府県

児童相談所等

- ・子どもの権利擁護の環境整備を都道府県の 業務とする。
- ・<u>「意見・意向表明支援事業」等を活用</u>し、 意見・意向表明支援(アドボケイト)を実 施。

社会的養育経験者の自立支援

○ 自立支援が必要と判断される児童及び18歳以上の者について、**自立支援が確実に提供される環境の整備に努める** ことを都道府県の責務として制度に位置づける。

また、都道府県は児童相談所、市区町村、自立支援に必要な関係機関(医療機関、福祉支援機関、就労支援機関、 学校・教育委員会、住居支援、司法関係者など)と支援の方向やその内容を相談する場を設ける。

○ 児童自立生活援助事業について、<u>年齢ではなく、児童等の置かれている状況や本人の意見、関係機関との調整も踏</u> まえた上で都道府県が必要と判断する時点まで支援が提供できることとする。

<都道府県による自立支援の環境整備> <児童自立生活援助事業の拡充> 【現行】 市町村 児童相談所 18歳 20歳 22歳 司法関係者 ✓ 20歳まで援助事業を受け、 学校・教育委員会 措置延長 就学中の者が対象。 ✓ 22歳の年度末をもって終了。 就労支援機関 住居支援 児童自立生活援助事業 医療機関 福祉支援機関 【見直し後】 22歳 〈 入所等措置や児童自立生活 都道府県 20歳 18歳 援助事業を経験した者が 他の支援機関等に繋がること を含む自立まで支援を実施。 措置延長 ✓ 自立支援が確実に提供される環境の整備に努めること ✓ 対象者や生活していた施設等 の関係者と調整し、都道府県 を都道府県の責務として制度に位置づけ が事業実施期間を設定。 ✓ 自立支援に必要な関係機関と相談する場

児童自立生活援助事業

人材育成等(児童へのわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化)

	改正事項	保育士(児童福祉法)(現行)	教員(教育職員免許法等)	保育士(児童福祉法)(見直し案)				
欠格期間	禁錮以上の刑に処せ られた場合	執行を終わった日等から起算して <u>2</u> 生	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定に よる制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定 による制限あり				
	罰金の刑に処せられ た場合	児童福祉関係法律の規定による場合 に、執行を終わった日等から起算し て 2年	_	児童福祉関係法律の規定による場合に、 執行を終わった日等から起算して <u>3年</u>				
	登録取消・免許状失 効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から <u>3年</u>	登録取消の日から起算して <u>3年</u>				
登録取消等の事由	登録の取消・免許状 失効等を行わなけれ ばならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 (わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている)	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる 場合				
	登録の取消・免許状 失効等を行うことが できる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合				
1 .	せつ行為を行った者 登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可 能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる(※)	わいせつ行為を行ったことにより登録 を取り消された者については、その後 の事情から再登録が適当である場合に 限り、再登録することができる				
取消の情	せつ行為により登録 ・免許状失効した者 報把握		わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する				

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。9

※ 法の規定に基づく対応

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額:602億円(安心こども基金に計上)

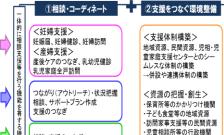
目 的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援(訪問支援等)を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援 【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの 作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進 【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- (3) 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】





2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- (1)子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- (2)ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- (3) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進

【子どもの居場所支援整備事業/子どもの居場所支援臨時特例事業】

(4) 子育て世帯のレスパイト支援の充実(親子入所支援・利用料減免等)

【子育て短期支援整備事業/子育て短期支援臨時特例事業/一時預かり利用者負担軽減事業】



妊産婦

子育て世帯

(保護者)

子ども

(訪問家事育児支援)



(親子関係形成支援)



(子どもの居場所支援)

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

(1) 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進

【特定妊婦等支援整備事業/特定妊婦等支援臨時特例事業】

- (2) 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援 【児童相談所一時保護所等整備事業】
- (3) 社会的養護経験者 (ケアリーバー) に対する自立支援体制の整備

【社会的養護自立支援整備事業/社会的養護自立支援実態把握事業】



相談、支援のつなぎ

(支援の必要性の高い妊産婦の支援)



(社会的養護経験者の自立支援)

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村 (NPO法人等に委託可)

実施期間

令和3年度~令和5年度末

3. 保育士等の処遇改善について

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

第3章 取り組む施策

- Ⅲ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- 2. 分配戦略 ~安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化~
 - (2)公的部門における分配機能の強化等
 - ① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等 看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢 化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対 象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議 論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が 継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる ための措置48を、来年2月から前倒しで実施する。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算:781億円

※いずれも内閣府予算計上

令和4年度予算案 : 1兆4, 918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

- ※1 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、公定価格とは別の補助金(国10/10)で補助。令和4年10月以降については、 令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し(注)により同様の措置を講じる(国1/2,都道府県1/4,市町村1/4)。
 - (注)公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。
- ※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分(人件費 ▲0.9%)に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

- ※1 役員を兼務する施設長を除く。
- ※2 補助額については公定価格上の配置基準(調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。)に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

- ①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること
 - ※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
 - ※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。
- ②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設·事業所

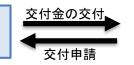
玉

・特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)

※公立の施設・事業所含む。

·特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

く資金の流れ>



市町村



保育所:幼稚園等

賃金改善

職員

放課後児童支援員等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算:109億円 ※いずれも内閣府予算計上

令和4年度予算案 : 1,748億円の内数

1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※ 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金(国10/10)で補助。 令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる(国 1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3)。

2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員(非常勤職員や公立の職員も含む。)。

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額(月額)×賃金改善対象者数(非常勤は常勤換算)×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

3. 実施要件

- ① 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施すること。
 - ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2·3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
 - ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- ② 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度補正予算:36億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業) 令和4年度予算案:1.360億円の内数(児童入所施設措置費等国庫負担金)

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、<u>収入を月額9,000円引き上げる</u>ための措置を、令和4年2月から実施する。

- (※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。
- (参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※)施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

- ·月額10,900円 (※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計 (※2))
 - (※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。
 - (※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分)※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

·常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とす

る。

「※)都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助(令和3年度補正予算)

4. 処遇改善の要件

- · 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
- · 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
- · <u>処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める</u>。
- ・ <u>処遇改善額の2/3以上はベースアップ</u>(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- · 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

4. こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント ~こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設~

- ○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、 こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長 を社会全体で後押し。
- ○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者 の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、 Well-beingの向上

誰一人取り残さず、 抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合 する課題に対し、制度や組織による 縦割りの壁、年齢の壁を克服した 切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを 強化するとともに、必要なこども・ 家庭に支援が確実に届くようプッシュ 型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンス^{*} に基づく政策立案、

PDCAサイクル (評価・改善)

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事 者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長 過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな 状態(Well-being)で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の 実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、 様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身 にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所 に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も 活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に 配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こ ども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に 反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③ N P O をはじめとする市民社会との積極的な対話・ 連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相 談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や 全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定 するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うと ともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- ▶ こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
 - こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取 等の検討
 - こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施(外務省と連携)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
 - こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告(法定白書)の一体的な作成
 - こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進(デジタル庁と連携)

成育部門

▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等

- 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
- 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 - 幼稚園・保育所・認定こども園(「3施設」)、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善(施設整備費の一本化等)
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
 - 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所(サードプレイス)づくり
 - 児童手当の支給
- ► こどもの安全(性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度 の壁を克服した切れ目ない包括的支援
 - 地域の支援ネットワークづくり(子ども・若者支援地域協議会、 要保護児童対策地域協議会)
 - 児童虐待防止対策の強化
 - いじめ防止及び不登校対策(文部科学省と連携)
- ▶ 社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ 障害児支援

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁 の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り 方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員 が広く負担していく新たな枠組みの検討。 1

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 〇内閣府の外局として設置
- 〇令和5年度のできる限り早期に設置
- 〇内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ·児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に 反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

- 〇政策統括官(政策調整担当)が所掌する**子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策**に 関する事務
- 〇子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
- 〇総合教育政策局が所掌する**災害共済給付**に関する事務
- <厚生労働省>
- ○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- ○障害保健福祉部が所掌する**障害児支援**に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- ○教育の振興
- ○学校教育の振興 (制度、教育課程、免許、 財政支援など)

幼稚園教育要領• 保育所保育指針を ○幼児教育の振興 相互に協議の上

いじめ重大事態に 係る情報共有と対策の 一体的検討

医療関係各法に基づく

基本方針等の策定に

おける関与

総合調整権限に

基づく勧告

共同で策定

○学校におけるいじめ防止、 不登校対策

厚生労働省

- ○医療の普及及び向上
- ○労働者の働く環境の整備

その他の府省

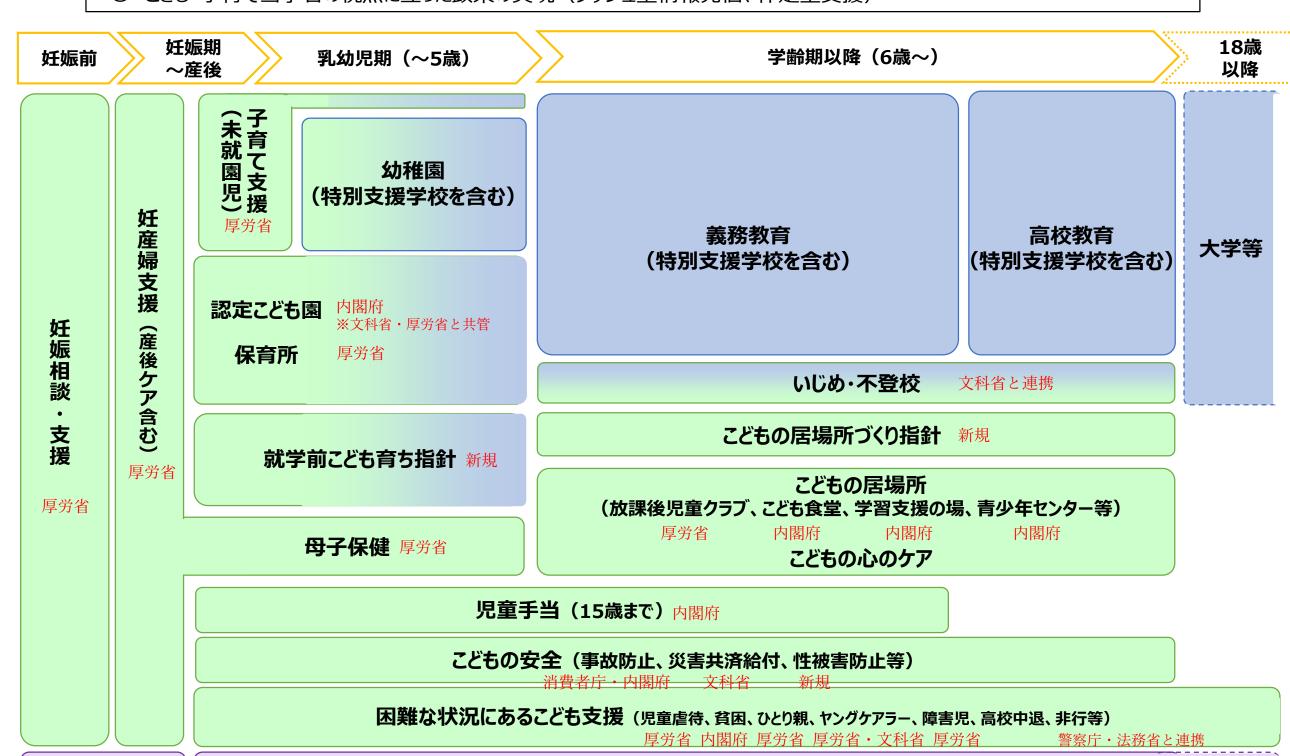
19

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

周産期医療

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現(プッシュ型情報発信、伴走型支援)



こどもに対する医療

5. 保育の充実等

(1)保育人材の確保について

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、 処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 〇保育士修学資金貸付の実施 (養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- ○保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- ○保育士試験の年2回実施の推進(27年度:4 府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)
- ○保育士・保育の現場の<mark>魅力発信</mark>(情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施)【R3予算~】

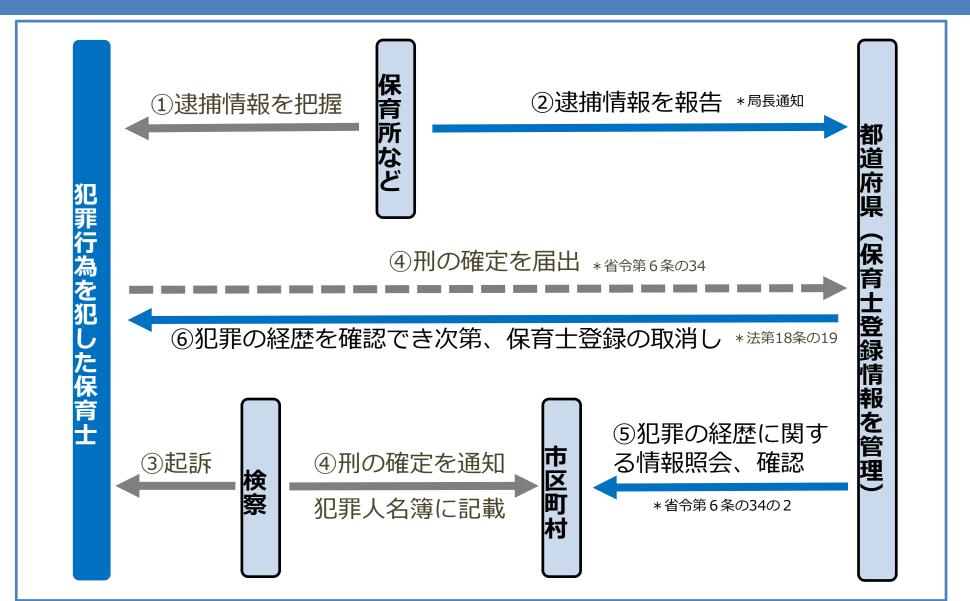
就業継続支援

- ○保育所等におけるⅠCT化の推進
 - ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・都道府県等で実施されている研修のオンライン化 【R3補正】
- ○保育補助者の雇い上げの促進(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
 - ・補助要件(勤務時間週30時間以下の要件)の撤廃&補助基準額の引き上げ(1施設1名分(233.3万円)→(311,1万円)等)【R3予算~】
- ○保育体制強化事業の促進(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
 - ・計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう補助要件を見直し【R4予算案】
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合:月100千円→月145千円等
- ○保育士宿舎借り上げ支援(補助額:一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)、支給期間:採用から5年以内※)
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から8年以内【R4予算案】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- ○保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算~】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算~】

離職者の再就職支援

- ○保育士・保育所支援センターの機能強化(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施(補助額700万円)
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算~】
- ○就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け(40万円)、2年間勤務した場合、返還を免除)

(現行)犯罪を犯した保育士に対する登録の取消しの流れ



生命(いのち)の安全教育について

- □「生命(いのち)の安全教育」とは、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を 推進し、子どもたちを性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもさせない、生命(いのち)の安全教育の充実を図るもの
- □子どもたちへのわいせつ行為等を行う保育士への対応については、保育士の資格管理の厳格化においてその対応を強化する 予定である一方、未然防止策を講ずることも極めて重要
- □ <u>保育所等においても</u>、内閣府及び文部科学省が開発した<u>生命の安全教育に係る教材及び指導の手引き等を参考に</u>、<u>子どもた</u> <u>ちが性暴力の被害者にならないよう、保護者等の理解を得ながら啓発活動等の実践を行っていく必要</u>がある

(参考:文部科学省のHP)https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

性犯罪・性暴力対策の強化の方針(令和2年6月11日)(抄)

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を 幼児児童に教える(例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触ら ないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等)。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(令和3年12月20日)(抄)

○ こうした制度的な対応に加え、保育士による児童へのわいせつ行為を未然に防止し、児童の人権を守るための取組として、児童に対して、自分が知らない間に被害者となっていることがないよう、わかりやすい形での啓発活動を行うことや、保育所全体で保育士やそれ以外の職員も含めた形での研修の実施を検討すべきである。

22

わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し案

	改正事項	保育士(児童福祉法)(現行)	教員(教育職員免許法等)	保育士(児童福祉法)(見直し案)				
欠格期間	禁錮以上の刑に処せ られた場合	執行を終わった日等から起算して <u>2</u> 生	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定に よる制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定 による制限あり				
	罰金の刑に処せられ た場合	児童福祉関係法律の規定による場合 に、執行を終わった日等から起算し て 2年	_	児童福祉関係法律の規定による場合に、 執行を終わった日等から起算して <u>3年</u>				
	登録取消・免許状失 効等による場合	登録取消の日から起算して <u>2年</u>	免許状失効等の日から <u>3年</u>	登録取消の日から起算して <mark>3年</mark>				
登録取消等の	登録の取消・免許状 失効等を行わなけれ ばならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 (わいせつ行為を行った場合には、原 則として懲戒免職とするよう求めてい る)	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 <u>・わいせつ行為を行ったと認められる</u> 場合				
事由	登録の取消・免許状 失効等を行うことが できる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合				
	せつ行為を行った者 登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可 能	わいせつ行為を行ったことにより免許状 が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる(※)	わいせつ行為を行ったことにより登録 を取り消された者については、その後 の事情から再登録が適当である場合に 限り、再登録することができる				
取消の情	せつ行為により登録 ・免許状失効した者 報把握	_	わいせつ行為により免許状が失効等した 者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の 情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する				

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す23

(2)待機児童対策について

待機児童解消に向けた取組の状況について

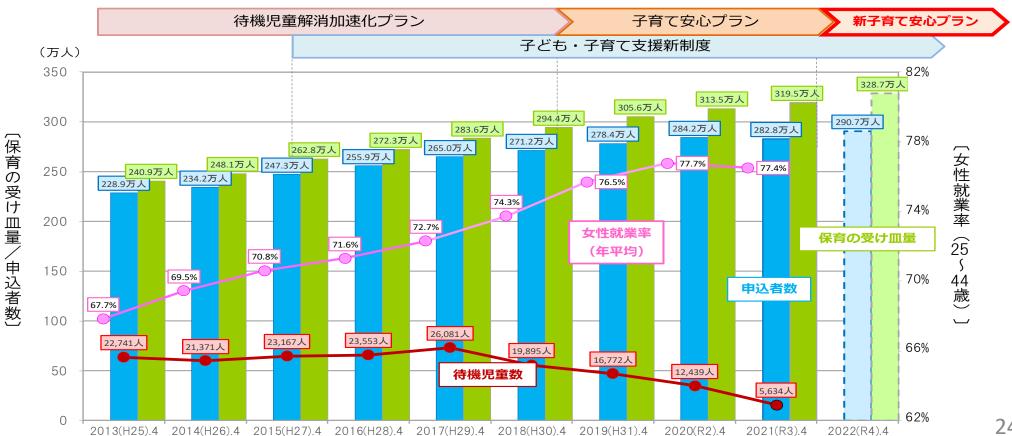
令和3年8月27日(金) 公表資料

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、令和2年の女性就業率は減少 (77.4%) に転じており、これに伴い**申込者数が減少**している。2021(令和3)年4月時点の申込者数は約282.8万人 で、昨年度と比較して減少(約1.4万人減)。
- 2021 (令和3) 年4月時点の待機児童数は、5.634人となり、調査開始以来3年連続で最少となる調査結果。
- 2017 (平成29) 年の26,081人から、4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に。

【保育の受け皿拡大の状況】

- 「新子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大量は、令和3年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込み*を* 積み上げると、2021~2024(令和3~6)年度末までの4年間で約14万人分が拡大する見込みとなっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保 育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



令和3年4月の待機児童数調査のポイント

令和3年8月27日(金) 公表資料(一部更新)

①待機児童の状況

待機児童数:5,634人

(対前年▲6,805人)

※調查開始以来、 3年連続で最少

- · 8 割超の市区町村(1,429)で**待機児童を解消**
- ・待機児童数が **50人以上**の自治体は**20自治体**まで減少。

26.081人 待機児童数 12,439人 H29.4 H30.4 H31.4 R2.4 R3.4

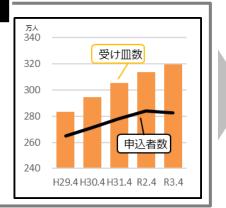
待機児童数別の自治体数の内訳									
	0人	1~49人	50~99人	100人以上					
R3年度	1,429	292	16	4					
	82.1%	16.8%	0.9%	0.2%					
対前年	88	▲ 33	▲ 37	▲ 18					
R2年度	1,341	325	53	22					

②待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少 した要因は、自治体調査によれば、

- 保育の受け皿拡大に加え、
- 新型コロナウイルス感染症を 背景とした利用控え

が考えられる。



③女性就業率の推移

- · **令和2年は減少**しているが、
- ・令和3年は再び上昇
- ⇒ 今後、**保育ニーズ(申込者** 数) **も再び増加**する可能性が あり、注視が必要。

就業率	の対前年増減ポイント	
ルカストー	V//)	

女性・25~34歳

R1 R2 R3

R1 R2 R3

女性・35~44歳

0.8

1.8 2.1 1.2







※ なお、子育て安心プラン(目標:H30-R2の間で32万人分)の受け皿拡大量(実績)は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に 約26万人分となっている。

今後の取組方針

- 新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、令和3年度からスタートした「新子育 て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み**などを 確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。
- その際、待機児童がわずかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地 | 域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペースなどあ らゆる子育て資源を活用**する。



新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日(月) 公表資料

- 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
 - 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
 - ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年:77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標:82%(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和6年度末

待機児童解消加速化プラン

(目標:5年間で約50万人)

子育て安心プラン

(目標:3年間で約32万人)

新子育て安心プラン

(目標:4年間で約14万人)

○新子育て安心プランにおける支援のポイント

- ①地域の特性に応じた支援
 - ○保育ニーズが増加している地域への支援 (例)
 - ・新子育て安心プランに参加する自治体への整備費 等の補助率の嵩上げ
 - ○マッチングの促進が必要な地域への支援 (例)
 - ・保育コンシェルジュによる相談支援の拡充 (待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに 参画すれば利用可能とする)
 - ・巡回バス等による送迎に対する支援の拡充 (送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)
 - ○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

- 保育補助者の活躍促進(「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・短時間勤務の保育士の活躍促進

(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、 それに代えて2名の短時間保育士で可とする)

・保育士・保育所支援センターの機能強化

(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**(施設改修等の補助を新設) や小規模保育(待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化
- (3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**・ ベビーシッターの利用料助成の非課税化 【令和3年度税制改正で対応】
- ・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充(1日1枚→1日2枚) ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設

保育の受け皿整備等について

○ 令和4年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約3万人分の受け皿整備等に対応する予算と して、令和3年度補正予算(507億円)と令和4年度予算案(482億円)を合わせて、989 億円を計上し、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施することで受け皿整備を支援 する。

保育所等整備交付金(拡充)

【趣 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】・保育所整備事業

・防音壁整備事業

· 防犯対策強化整備事業

《拡充》新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場 等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)

【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国: 2/3、市区町村: 1/12、設置主体: 1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣 旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】(1)賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2)小規模保育改修費等支援事業

- (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
- (5)家庭的保育改修等支援事業

【補助割合】(1) \sim (4)国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4 (5)国:1/2、市区町村:1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)~(4)国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4 (5)国:2/3、市区町村:1/3

《拡充》資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算:402億円の内数 → 令和4年度予算案:453億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標(KPI)を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

1. 受け皿整備等



(1)保育所等改修費等支援事業(市区町村)

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の 嵩上げ

※ 補助基準額

賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合) 35,000千円(通常27,000千円)

(2)都市部における保育所等への賃借料支援事業(市区町村)

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が 2倍を超えた場合についても補助(通常は3倍)

※ 補助基準額 12,000千円 (通常22,000千円)

(3) 待機児童対策協議会推進事業(都道府県)

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や 市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員 を配置

- ※ 補助基準額 2,735千円
- ※ 補助割合 国:1/2、都道府県:1/2

2. 保育人材の確保

(1)潜在保育士の再就職支援(都道府県、指定都市、中核市)

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員(保育士再就職支援コーディネーター)を追加配置

※ 補助基準加算額 4.000千円

(2)保育人材等就職・交流支援事業(市区町村)

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員(就職支援コーディネーター)を追加配置

※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業



○新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市区町村)

待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

- ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額(上限10,000千円の定額補助)
- ※ 補助割合 国:10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI(例)

- ✔ 待機児童数(対前年度減)(市区町村) ✔ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市区町村)
- ✔ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市区町村)

「2. 保育人材の確保」に関するKPI(例)

- ✔ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数(都道府県)
- ✔ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
- ✔「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県) ✔保育士の平均勤続年数(都道府県、市区町村)



(3)人口減少下における保育提供等について

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- **今後の人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0~2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- → 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- → これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの

■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- □ 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、 持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- □ 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- □ 人口減少地域で有効活用が期待される制度(公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等)に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直し の検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- □ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- □ 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- □ 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共 有、保護者相談への対応手引きの作成
- □ 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討(主任保育士専任加 算の要件見直し等) 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- □ 子育て負担を軽減する目的(レスパー・リフレッシュ目的)での一時預かり事業の 利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- □ 保育所に通所していない児童を週1~2回程度預かるモデル事業やICT 等を活用した急な預かりニーズへの対応
- □ 保育所と児童発達支援との一体的な支援(インクルーシブ保育)を可能と するための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援 の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

4保育士の確保・資質向上等

- □ 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- □ 各種研修の更なるオンライン化の推進
- □ 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間(ノンコンタクトタイム)の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- □ 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

寺

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえた 令和3年度中の主な対応等について

今後の予定

①人口減少地域等における保育所の在り方 関係

- ▶ 令和3年12月27日付け事務連絡「「社会福祉連携推進法人の認定等について」の周知について(依頼)」において、社会福祉連携推進法人に関する制度内容等について周知。
- ▶ 人口減少地域で活用が見込まれる制度や施策の1つとして、公私連携型保育所や本年4月に施行予定の社会福祉推進法人に関する資料を 周知。(詳細版資料参照)
- ▶「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」において人口減少地域における保育の提供に関する調査研究で、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を行うことにより、保育所等の現状認識・課題等を明らかにし、年度内に、報告書として調査結果等について取りまとめ、周知予定。

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援 関係

▶ 児童発達支援及び保育所の人員基準を改正し、保育所と児童発達支援との一体的な支援(インクルーシブ保育)を可能とすることについて、 令和4年4月からの施行を予定しているところ、今後、2月上旬を目途に児童福祉施設最低基準等の省令改正(案)を情報提供し、年度末まで に運用上の留意点等を提示予定。

③保育所・保育士による地域の子育て支援 関係

▶ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化、身近な子育て支援の場(保育所等)による相談機能の整備(かかりつけ相談機関の整備)、児童等にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等の内容を含む児童福祉法改正法案を提出予定。

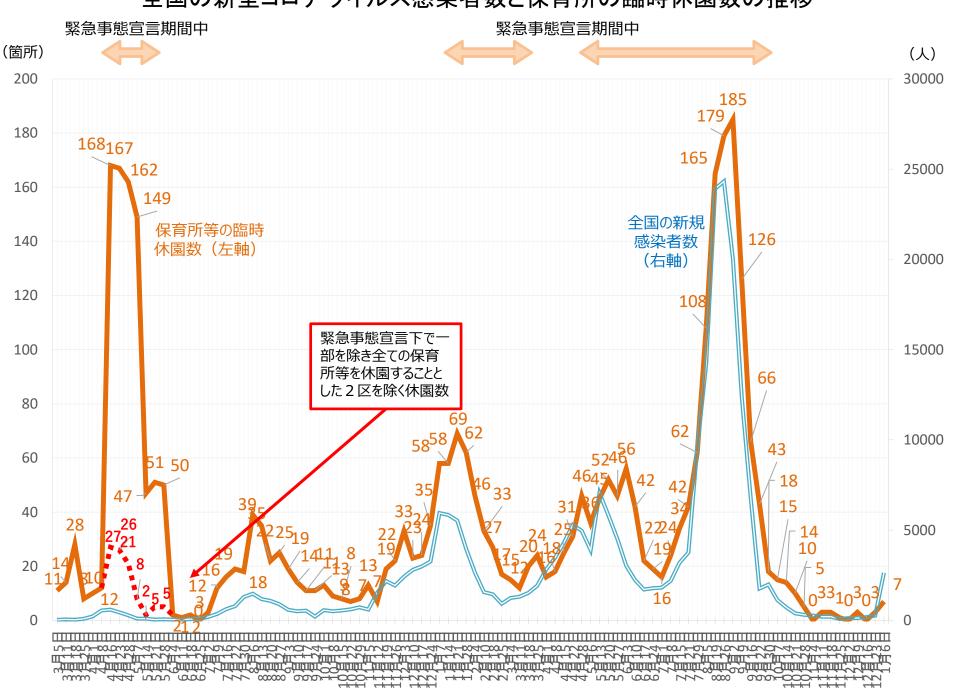
④保育士の確保・資質向上等 関係

▶ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化、身近な子育て支援の場(保育所等)による相談機能の整備(かかりつけ相談機関の整備)、児童等にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等の内容を含む児童福祉法改正法案を提出予定。(再掲)

※その他の取組等についても順次着手予定

(4)保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援

- 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費等)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。
- また、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式 化、非接触型の蛇口の設置等)等に必要な経費について補助を行うこととしたので、積極的に活用されたい。

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援(令和3年度補正予算)

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために必要となる以下の費用を補助する。

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)
- ②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】事業内容の①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員 19人以下 300千円以内
- (2) 定員 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員 60人以上 500千円以内
- (4)児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

【補助割合】国:1/2、都道府県·市区町村:1/2

保育所等における感染症対策のための改修整備等(令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算)

【事業内容】

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

➤保育所等整備交付金:大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)

▶保育環境改善等事業:感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。(簡易なものを対象(補助基準額:1,029千円))

【補助割合】保育所等整備交付金 $\mathbf{a}: 1/2$ 、市区町村:1/4、設置主体:1/4

保育環境改善等事業 国: 1/3、都道府県: 1/3、市区町村: 1/3 又は 国: 1/3、指定都市・中核市: 2/3

32

6. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ※平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉: 平成10年4月施行
- ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

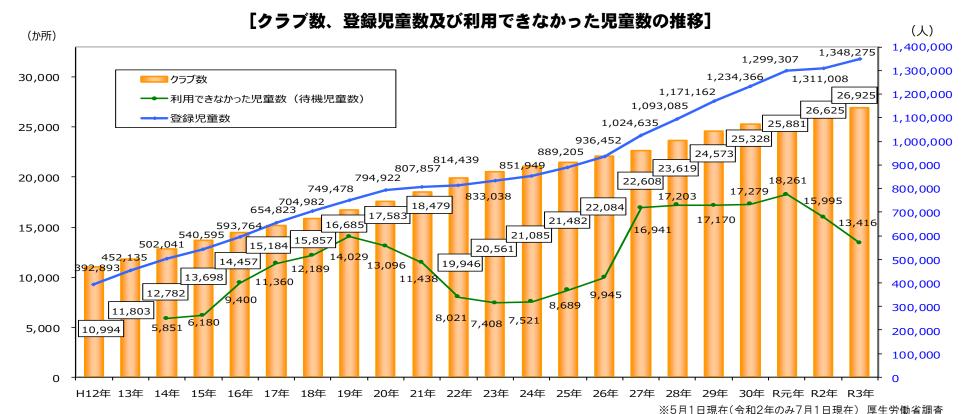
【現状】(令和3年5月現在)

○クラブ数 26,925か所 (参考:全国の小学校18,889校)

- ○支援の単位数 35,398単位○登録児童数 1,348,275人
- ○利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



背景•課題

- ○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- ○<u>小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの</u>目標への到達を果たしていない。一方で、<u>地域の実情に応じて社会教育施設</u>や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。
- ○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、<u>下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。</u>

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

- ■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計<u>約30万人分の受け皿を整備</u>(約122万人→約152万人)
- ■<u>全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所</u>以上で実施することを目指す。
- ■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課 後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの 自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):1,065億円(1,092億円)

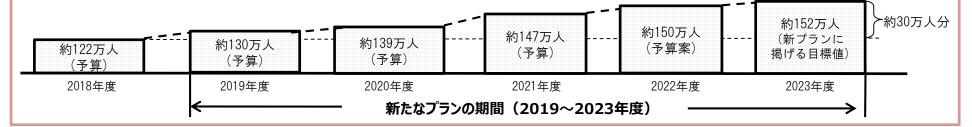
子ども・子育て支援交付金 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):981億円(922億円) 子ども・子育て支援整備交付金 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):84億円(170億円)

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体:市町村(特別区を含む) ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等(主な内容)

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2)放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対 する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4)障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費(主な内容)

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ(平成28年度からの継続)>

公立の場合: (嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→ (嵩上げ後) 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合: (嵩上げ前) 国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

→ (嵩上げ後) 国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 2

3. 研修関係(主な内容)

(1) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている 研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他(保育対策総合支援事業費補助金により実施)

I 子どもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

(2)小規模多機能·放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の 放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の 放課後児童支援を行う。

Ⅱ 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置(「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施)

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援(「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び 「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施)

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援 センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携 し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和4年度予算案における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配(計2名)、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配(計3 名)できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。 ※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡 易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

7. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

(1)児童虐待防止対策の強化について

令和4年度における児童福祉司等の配置数について

1. 現状

- ▶ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)では、児童福祉司を令和4年度までに約5,260人の体制とすることを目標としていたところ、自治体の増員状況等を踏まえ、新プランの目標について1年前倒しを行い、令和3年度に約5,260人の体制となることを目指すこととした。
- ▶ 一方で、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加を続けており、令和2年度には約20万件に到達。また、自治体ごとの児童福祉司1名当たりの児童虐待相談対応件数について、一部の自治体で改善(減少)が見られるものの特に都市部においては依然として高い傾向が見られる。

2. 令和4年度の配置目標

- ▶ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等を鑑みて、令和4年度の児童福祉司等の増員の目標は以下のとおりとする。
 - ・ 新プランでは、4年間で2,020人程度増員することを目標としていたことから、同プランの計画期間である4年間で平均的に達成させる場合に必要となる505人の増員を目標とする。
 - ※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標とする。
 - ※これらの目標を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

		平成29年度実績		令和3年度		令和4年度
児童福祉司	新プラン策定時の計画	3,240人			-	5,260人
汇里 佃仙	各年度の目標	3,240人		5,260人(※)		5,765人(+505人)
児童心理司	新プラン策定時の計画	1,360人				2,150人
冗里 心理	各年度の目標	1,360人		2,150人(※)		2,348人(+198人)

3. 課題・今後の検討

※新プラン策定時の目標を1年前倒し

- ▶ これまで、国勢調査の結果による管轄人口を基礎に全国の児童相談所の体制を強化しつつ、児童虐待対応件数が多い自治体に対して加配をするという方式を採っているが、児童福祉法施行令等に基づく配置標準の算出方法等は実態に合っているのか。
- ▶ 児童福祉司の配置標準を算出する要素として、他に考慮すべきものはあるのか。
- ▶ 上記課題を踏まえ、令和5年度以降に向けて児童福祉司等の適切な配置数の在り方を改めて検討することが必要である。

(2)ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が 重要。
- これらを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

厚生労働省健康局難病対策課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会·援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課長

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

文部科学省初等中等教育局長 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 〇 関係者ヒアリング
 - 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 〇 関係者ヒアリング
 - 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 〇 関係者ヒアリング
 - · Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - 弁護士 藤木和子氏
 - 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)

第4回<5月17日>

○ とりまとめ報告(案)

第5回<9月14日>

○ ヤングケアラーの支援に関する令和4年度概算要求 等

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

現状•課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関 におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

<u>1 早期発見・把握</u>

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 〇 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 〇 悩み相談支援 支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討(SNS等オンライン相談も有効)。
- 〇 関係機関連携支援
 - 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施(就労支援を含む)。
 - 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を 検討。
- 教育現場への支援 スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討 家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配意するなどヤングケアラーが ケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援 幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた令和3年度補正予算及び令和4年度予算(案)の概要

令和3年度補正予算

- 子育て世帯訪問支援臨時特例事業の創設【新規】※子育て支援対策臨時特例交付金に計上
- 訪問支援員(仮称)が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

令和4年度予算(案)

- ヤングケアラー支援体制強化事業の創設【新規】
- ➤ ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進
- ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。
- ➤ ヤングケアラーの支援体制の構築(モデル事業の実施)
- ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー 同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。
- ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の創設【新規】
 - ・ 表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。
- ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上 【拡充】 ※児童虐待防止対策推進事業委託費に計上
- ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の 向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

(3)社会的養育の充実について

都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要> H30.7.6

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、<u>平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、</u> 「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、<u>子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏ま</u> <u>え、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要</u>である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、 2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- · 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- · 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正 児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ <u>各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実</u> <u>現されるべきものであること、及び国における目標(※)を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設</u> 定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
 - (※) 概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ <u>国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る</u>。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。<u>厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限数力</u>していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方 及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府 県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・ 機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定(計画期間:令和2年4月~令和12年3月)を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 〇 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組 <u>や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施</u>。
 - →令和2年10月~ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明(ブロック会議のオンライン実施) 個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施(計画の記載のみでは分からない内容を把握) 先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - ▶令和3年1月~ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取り組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末(※)までの期間を<u>「集中取組</u> 期間」として位置付け、毎年度、<u>「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求める</u>。
 - (※)計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - (※)プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、<u>補助メニューの拡充等</u>を図るとともに、
 - ※ 集中取組期間における補助率の嵩上げ(1/2⇒2/3)を実施する
 - ことにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、<u>意欲のある自治体の取組を強力に</u> <u>後押しする</u>。

里親委託に関する加速化プランに基づく財政支援の採択について(概要)

- 各都道府県等から提出された里親委託加速化プランを集計した結果、73自治体中、**35自治体を財政支援の対象として採択**。
- 採択した35自治体のうち、令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、①75%以上の自治体が15自治体 (令和2年8月時点では8自治体)、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が20自治体となっている。
- 今回採択をしなかった自治体について、今後、プランの見直しがあった場合には**追加で採択を行う予定**。

採択			令和元年度末(実績)		令和 2 年度末(見込)		令和6年度末(見込)		採択			令和元年度末(実績)		令和2年度末(見込)			令和6年度末(見込)						
可否		自治体名	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	の可否		治体名	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
	1	北海道	71人	51人	71. 8%	63人	43人	68. 3%	72人	61人	84. 7%		38	愛媛県	43人	5人	11. 6%	50人	14人	28. 0%	50人	24人	48. 0%
	2	青森県	30人	7人	23. 3%	29人	7人	24. 1%	26人	10人	38. 5%		39	高知県	28人	1人	3. 6%	32人	5人	15. 6%	51人	21人	41. 2%
	3	岩手県	39人	6人	15. 4%	30人	8人	26. 7%	47人	26人	55. 3%		40	福岡県	86人	13人	15. 1%	70人	14人	20. 0%	63人	33人	52. 4%
	4	宮城県	26人	2人	7. 7%	26人	7人	26. 9%	26人	10人	38. 5%	•	41	佐賀県	35人	18人	51. 4%	29人	15人	51. 7%	28人	21人	75. 0%
	5	秋田県	19人	3人	15. 8%	20人	5人	25. 0%	19人	11人	57. 9%		42	長崎県	28人	9人	32. 1%	29人	9人	31. 0%	29人	18人	62. 1%
•	6	山形県	17人	6人	35. 3%	22人	2人	9. 1%	21人	16人	76. 2%		43	熊本県	20人	0人	0.0%	29人	2人	6. 9%	28人	13人	46. 4%
	7	福島県	39人	27人	69. 2%	37人	25人	67. 6%	38人	29人	76. 3%	•	44	大分県	35人	19人	54. 3%	33人	20人	60. 6%	33人	25人	75. 8%
	8	茨城県	74人	12人	16. 2%	71人	18人	25. 4%	60人	42人	70.0%		45	宮崎県	38人	1人	2. 6%	36人	8人	22. 2%	34人	13人	38. 2%
	9	栃木県	76人	14人	18. 4%	82人	19人	23. 2%	81人	43人	53. 1%		46	鹿児島県	68人	16人	23. 5%	59人	12人	20. 3%	58人	23人	39. 7%
	10	群馬県	64人	19人	29. 7%	74人	18人	24. 3%	77人	26人	33. 8%		47	沖縄県	43人	26人	60. 5%	48人	26人	54. 2%	47人	27人	57. 4%
	11	埼玉県	179人	33人	18. 4%	203人	47人	23. 2%	199人	72人	36. 2%	•	48	札幌市	60人	23人	38. 3%	56人	28人	50.0%	58人	44人	75. 9%
	12	千葉県	110人	35人	31.8%	116人	48人	41. 4%	114人	65人	57.0%		49	仙台市	23人	4人	17. 4%	35人	8人	22. 9%	36人	14人	38. 9%
	13	東京都	493人	65人	13. 2%	-	-	-	490人	69人	14. 1%		50	さいたま市	32人	7人	21. 9%	35人	11人	31. 4%	36人	27人	75. 0%
•	14	神奈川県	89人	11人	12. 4%	109人	27人	24. 8%	106人	37人	34. 9%		51	千葉市	13人	4人	30. 8%	20人	5人	25. 0%	18人	10人	55. 6%
***************************************	15	新潟県	25人	7人	28. 0%	22人	6人	27. 3%	22人	9人	40. 9%		52	横浜市	86人	18人	20. 9%	120人	29人	24. 2%	130人	43人	33. 1%
	16	富山県	14人	0人	0.0%	13人	2人	15. 4%	13人	6人	46. 2%	•	53	川崎市	50人	22人	44. 0%	50人	26人	52. 0%	52人	39人	75. 0%
	17	石川県	22人	5人	22. 7%	20人	5人	25. 0%	18人	8人	44. 4%	•	54	相模原市	26人	8人	30. 8%	26人	9人	34. 6%	24人	18人	75. 0%
	18	福井県	10人	1人	10.0%	10人	1人	10.0%	12人	4人	33. 3%	•	55	新潟市	16人	11人	68. 8%	12人	7人	58. 3%	12人	9人	75. 0%
	19	山梨県	34人	17人	50.0%	43人	18人	41. 9%	46人	35人	76. 1%		56	静岡市	16人	9人	56. 3%	16人	7人	43. 8%	15人	8人	53. 3%
	20	長野県	69人	21人	30. 4%	67人	22人	32. 8%	59人	24人	40. 7%	•	57	浜松市	19人	12人	63. 2%	15人	10人	66. 7%	16人	12人	75. 0%
	21	岐阜県	52人	20人	38. 5%	55人	19人	34. 5%	54人	41人	75. 9%	•	58	名古屋市	93人	16人	17. 2%	96人	27人	28. 1%	100人	45人	45. 0%
	22	静岡県	48人	17人	35. 4%	44人	13人	29. 5%	40人	18人	45. 0%		59	京都市	38人	8人	21. 1%	37人	11人	29. 7%	35人	26人	74. 3%
	23	愛知県	102人	25人	24. 5%	153人	0人	0. 0%	158人	45人	28. 5%	•	60	大阪市	159人	8人	5. 0%	188人	10人	5. 3%	188人	48人	25. 5%
	24	三重県	53人	15人	28. 3%	63人	26人	41. 3%	64人	31人	48. 4%		61	堺市	33人	11人	33. 3%	51人	12人	23. 5%	51人	16人	31. 4%
00000000000000000000000000000000000000	25	滋賀県	22人	10人	45. 5%	23人	8人	34. 9%	23人	12人	52. 5%		62	神戸市	47人	7人	14. 9%	49人	7人	14. 3%	51人	19人	37. 3%
	26	京都府	24人	3人	12. 5%	0人	0人	-	30人	12人	40. 0%		63	岡山市	40人	14人	35. 0%	76人		44. 7%	70人	53人	75. 7%
	27	大阪府	132人	30人	22. 7%	166人	-	-	165人	-	-		64	広島市	56人	7人	12. 6%	55人	10人	17. 3%	56人	16人	29. 0%
	28	兵庫県	98人	18人	18. 4%	104人	21人	20. 2%	104人	39人	37. 5%		65	北九州市	44人	10人	22. 7%	44人	11人	25. 0%	44人	17人	38. 6%
	29	奈良県	28人	5人	17. 9%	34人	6人	17. 6%	33人	9人	27. 3%	•	66	福岡市	24人	16人	66. 7%	39人	24人	61. 5%	35人	27人	77. 1%
	30	和歌山県	28人	3人	10. 7%	36人	5人	13. 9%	35人	12人	34. 3%		-	熊本市	27人	5人	18. 5%	27人	7人	25. 9%	26人	15人	57. 7%
	31	鳥取県	22人	1人	4. 5%	39人	1人	2. 6%	36人	5人	13. 9%	•	-	世田谷区	-	-	-	13人	4人	30. 8%	26人	20人	76. 9%
***************************************	32	島根県	25人	8人	32. 0%	25人	8人	32. 8%	25人	9人	36. 0%			江戸川区	24人	3人	12. 5%	24人	3人	12. 5%	30人	12人	40. 0%
	33	岡山県	40人	14人	35. 0%	76人	34人	44. 7%	70人	53人	75. 7%		70	荒川区	7人	0人	0.0%	11人	0人	0. 0%	15人	3人	20. 0%
	34	広島県	56人	7人	12. 6%	55人	10人	17. 3%	56人	16人	29. 0%		-	横須賀市	9人	1人	11. 1%	10人	0人	0. 0%	14人	5人	35. 7%
	35	山口県	31人	2人	6. 5%	30人	7人	23. 3%	29人	10人	34. 5%		72	金沢市	22人	5人	22. 7%	20人	5人	25. 0%	18人	8人	44. 4%
	36	徳島県	24人	9人	37. 5%	29人	9人	31.0%	30人	18人	60. 0%	_	73	明石市	3人	1人	33. 3%	5人	2人	40. 0%	7人	6人	85. 7%
	37	香川県	23人	6人	26. 1%	27人	10人	37. 0%	25人	13人	52. 0%	35	Ш	全国計	3, 698人	873人	23. 6%	3, 561人	902人	25. 3%	4, 106人	1,724人	42. 0%

43

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,360億円
- ・里親制度等広報啓発事業2.1億円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・社会的養護魅力発信等事業(新規)20百万円
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業381億円の内数
- ・里親養育包括支援(フォスタリング)職員研修事業34百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

I 包括的な里親養育支援体制の構築

里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親 養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<取組内容>

- ・ 令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ (1/2→2/3)を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う 先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
- ・ 新規登録里親へ**経験豊富な里親を派遣して養育支援**する取組を創設。
- ・ 里親家庭の一時的な休息 (レスパイト) への支援の強化。
- 自立支援担当職員の補助単価の見直し(事業費を追加)。

リクルート

委託後支援・交流

里親

・広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度 の普及啓発

- ・登録前研修、更新研修の実施
- ・委託後や未委託里親へのトレーニングの実施
- ・子どもと里親とのマッチング
- ・自立支援計画の作成
- ・委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

Ⅱ 特別養子縁組の推進

民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を 進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減 を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や 第三者評価受審費用等への助成等を実施。

養子緣組

Ⅲ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び 多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

児童養護施設や乳児院等の施設において、「小規模かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転換」に関する取組等を推進。

<取組内容>

- ・ 年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事 業化し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大。
- ・ 特別養子縁組を行った**当事者同士や**あっせんを行った<mark>機関の交流</mark>等に 取組む。 等

<取組内容>

施設

・ 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和6年度末までの集中取組期間における整備費の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を実施するとともに、定期借地権設定のための一時金の一部を補助。等

IV 自立支援の充実

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達したことにより措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。

自立 支援

<取組内容>

- ・ コーディネーターの配置に対する補助の拡充のほか、医療機関や就労支援機関への同行支援等を行うための補助を拡充。
- ・ 施設退所者等の実態把握等を進めるとともに、自立支援のための体制整備を促進する。
- ・ 施設退所後の生活費等や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、**退所後5年まで延長**。
- ※ 施設退所者等の実態把握等及び施設退所後の貸付は令和3年度第1次補正予算において措置。

等

上記のほか、社会的養護関係施設の職員に対する<mark>処遇改善(3%程度(月額9,000円)引上げ)</mark>を令和3年度補正予算及び令和4年度予算案において措置。 また、令和2年度補正予算に引き続き、ICT化、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を令和3年度補正予算において措置。 (4)ひとり親家庭等の自立支援及び 困難な問題を抱える女性への支援等の推進 について

ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進に関する令和4年度予算案(令和3年度第1次補正予算)のポイント

I ひとり親家庭等自立支援

「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活 支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

- ・ ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、**ICT活用等による「ワンストップ化」、「プッシュ型」支援**の実現など、自治体のひとり親**相談窓口の機能強化**を図る。<u>(令和3年度第1次補正予算)</u>
- ・ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の 拡充・訓練期間の緩和を**次年度も継続**するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の**上限額の引上げ**を図る。
- ・ ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能 性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の**支給方法を見直す**。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども 宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(「中間支援法人」)を公募し、そ の取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。<u>(令和3年度第1次補正予算)</u>

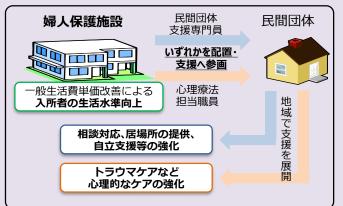
Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援

様々な困難な問題を抱える女性に対する相談から保護、自立に至るまでの支援の強化を図る。

婦人保護施設の機能強化

<拡充内容>

・ 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門 員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の単価を引き上げる。



婦人相談員の処遇改善

<拡充内容>

・ 婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算**や<mark>期末手当を支給した場合の加算</mark> を設定するなど婦人相談員の適切な処遇の確保を図る。

民間団体による支援、官・民連携の強化

<拡充内容>

- ・ 自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を 育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援体制づくりを 全国各地域において推進するための「民間団体支援強化・推進事業」を創設 する。
- ・ 「若年被害女性等支援事業」について、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、事業の実施を受託する民間団体における 相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業



背景

令和3年度第1次補正予算額:1.6億円(母子家庭等対策総合支援事業)

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も 希薄であること、 ②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり 親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、<u>I T機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須</u>。

目的

○ ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

支援の内容

○ チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T機器等の 活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体	定額	1 自治体あたり	都道府県·市·
(委託先団体を含む。)	(国10/10相当)	80,000千円	福祉事務所設置町村

相談支援体制の強化(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の拡充)

背景

令和4年度予算案:160億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)

- <u>ひとり親家庭等の支援ニーズには</u>、ひとり親家庭になった理由や、年齢、同居家族の状況、就業状況等により<u>多様なものがあり</u>、また、DVなど 多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした<u>個別のニーズに対応できる支援制度が必要</u>であるとともに、<u>それらをひとり親家庭の事情に応じて</u> 適切に組み合わせて提案する相談支援が重要。
- しかし、ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、相談対応を行う自治体窓口等においては、母子・父子自立支援員へのサポートが少ない、 貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない、土日や夜間の時間帯に相談対応を行っている自治体が少ない、といった状況にあることから、相談支援体制を強化するための支援が必要。

目的

○ ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援に繋げることを可能とするため、様々な角度から相談支援体制の強化を図る。

支援の内容

○ 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップ を受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

○ 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、 相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

○ 夜間·休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

母子・父子自立支 援員による相談体 制の充実

相談機会の確保・ 充実

ひとり親支援の 総合相談窓口 (福祉事務所設置自治体 の相談窓口) の強化

補助単価等

対 象	補助率	補助基準額(案)	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施する自治体(委託先団体を含む。)	国 1/2	1か所当たり(※休日対応と併せて実施する場合) ・弁護士等による相談対応 2,172千円 ・補助職員配置 4,366千円 ・夜間対応 1,580千円 (・休日対応のみ実施する場合 1,835千円)	都道府県·市· 福祉事務所設 置町村 47

高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の拡充

◎ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を次年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。



実施自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村)に対して、下 記内容とともに、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓 練給付金について地域の実情に応じた柔軟な運用が可能であ ること等を周知し、活用の促進をお願いいたします。

訓練受講中の生活費支援【高等職業訓練促進給付金】

【支給内容】

月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) ※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

【対象者】

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

【令和2年度】

1年以上の訓練を必要とする もので国家資格等の取得の場 合のみ

(例)看護師、准看護師、保育士、介 護福祉士、理学療法士、作業療法 士、調理師、製菓衛生師等



【令和3年度の特例】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を、 令和4年度も継続

訓練経費の支援【自立支援教育訓練給付金】

【支給内容】

雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座等(※)を受講し修了した場合に、訓練経費の一部を支給する。

(※)雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座のほか、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定する講座

【現行】

- ○上限20万円
 - ※専門実践教育訓練給付の対象となる講座 の場合、上限は修学年数×20万円



【令和4年度以降】

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定 講座を受講する者については、上限額を 修学年数×40万円に引き上げ

目 的

令和4年度予算案:160億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)

○ 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の○ 受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること ※令和3年度に引き続き、1年以上→6月以上に拡充。

対象資格・訓練

○ 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上(※)修業するものについて、地域の実情に応じて定める。 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定 資格、LPI認定資格等

※令和3年度に引き続き、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も給付対象として拡充。

支給内容

【支給対象期間】修業する期間(上限4年)

【支給額】月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3/4、都道府県等1/4

支給実績《令和元年度》

【総支給件数】7,348件(全ての修学年次を合計)

【資格取得者数】2,855人(看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人など)

【就 職 者数】2,121人(看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人など)

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金(5万円(住民税課税世帯は25,000円))を支給。

目 的

令和4年度予算案:160億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

- 1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の① を受講する者:受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の② を受講する者:受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※令和4年度より、上限額を引き上げ
- 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3/4、都道府県等1/4

支給実績《令和元年度》

【支給件数】2,459件 【就職件数】1,992件

目 的

令和4年度予算案:160億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした 就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者 は対象としない。
 - ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就く ため必要と認められること

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、実施主体が適当と認めたもの。 ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学 支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容

①受講開始時給付金:受講費用の3割(F限7万5千円)

※令和4年度より創設

- ②受講修了時給付金:受講費用の1割(①と合わせて ト限10万円)
- ③合格時給付金:受講費用の2割(①②と合わせて上限15万円)
- ※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に 支給

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【R1実施自治体数】325自治体

【R1支給実績】事前相談:195人 支給者数:64人

(イメージ図)



受講開始

高卒認定試験 合格講座受講 (诵信教育可)

受講修了



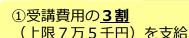
受験(年2回)



高卒認定試験 合格

より良い就業

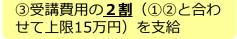
・高度な 職業訓練へ





②受講費用の1割

(①と合わせて上限10万円)を支給



1. 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにおける債務免除額(債務免除益)について、非課税措置を講ずる。

母子父子寡婦福祉法に基づく自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き非課税措置、差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム(※)の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。
- ・ この返済免除額(債務免除益)について、非課税措置を講ずる。
 - (※) 児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。
- また、ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置及び訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図ることとしている。
- **この拡充分について**、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き**非課税・差押禁止措** 置を講ずる。



令和3年度第1次補正予算額:22億円(ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業)

■事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(「中間支援法人」)を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。

■事業内容

【1】国⇒中間支援法人

■子ども食堂等の事業者を対象として広域的に 支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員 会を開催した上で対象事業者を決定。

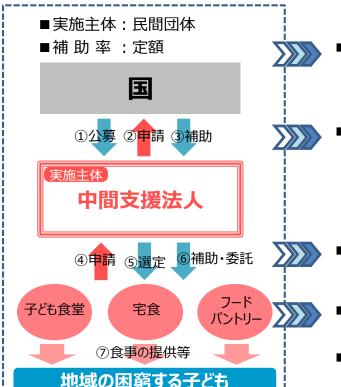
【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- ■子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業 実施に必要な費用を助成(上限額を設定)。
- ■助成対象事業者の活動状況について確認を 行い、必要に応じて、活動内容等に対して アドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な 執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。

■支援の流れ



- ■「中間支援法人」を活用する ことで生活に困窮する子ども に迅速に支援を届けることが 可能
- ■中間支援法人:各地域において子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の子ども等への支援事業を実施している団体を支援している民間団体
- ■子ども食堂等1か所当たりの助成上限額を設定
- ■広域的な支援団体から**ノウハウ の提供**を受けることが可能
- ■地域の実情に応じた**柔軟な事業** 実施形態

婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)に関する令和4年度予算案の全体像

令和4年度予算案: 26億円(婦人保護事業費)

令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

令和4年度予算案においては、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組みに関する新規・拡充予算を計上。

1. 婦人保護施設措置費

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

2. 児童虐待·DV対策等総合支援事業

①婦人相談員活動強化事業

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

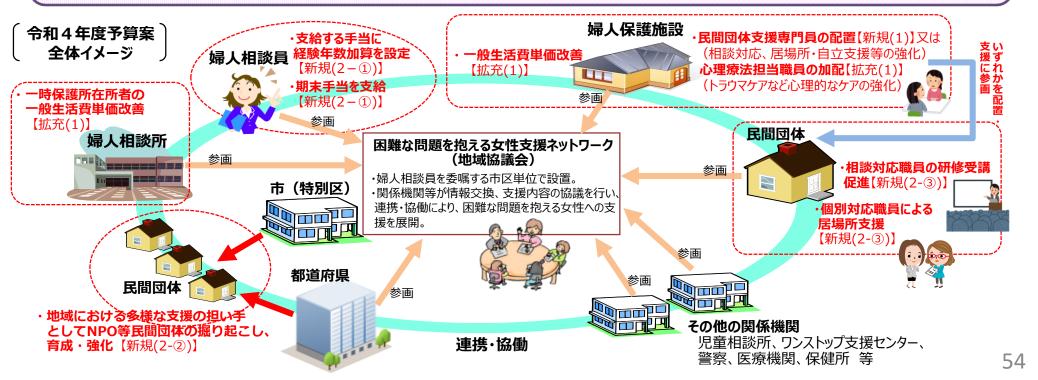
②困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業 前年度同様で継続実施。

③民間団体支援強化·推進事業【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

4)若年被害女性等支援事業

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。



婦人保護施設措置費【拡充】

(令和3年度予算)(令和4年度予算案)

23億円 → 26億円

(婦人保護事業費負担金) 9億円 → 10億円

(婦人保護事業費補助金) 13億円 → 16億円

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 1 0 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 1 0)

<令和4年度予算案における拡充内容>

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

①民間団体との連携体制強化加算(新設)

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、 婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

ア 民間団体支援専門員

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、 実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

イ 連携強化のための心理療法担当職員

性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

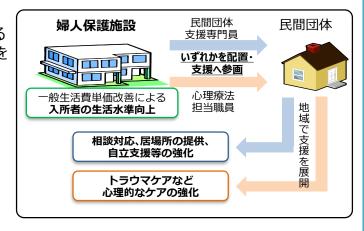
②一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

·要保護女子等分:月額 59,300円 → <u>71,460円</u>

·乳児分:月額 41,600円 → 60,390円 ·幼児分:月額 46,800円 → 60,390円



婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

<令和4年度予算(案)における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に<mark>経験年数に応じた加算を新設</mark>するとともに、 期末手当を支給した場合の加算(手当月額の2.55月分)を新設する。

◆経験年数5年目(研修修了者)の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース: 237.2万円 → 303.9万円 (66.6万円増)

(月額ベース: 197,700円 → 211,200円 (13,500円増))

<経験年数に応じた加算(新規)>

○経験年数3~9年の者 研修修了者 : 月額4,500円 × (経験年数-2年)を加算

研修未修了者:月額3,500円×(経験年数-2年)を加算

○経験年数10年以上の者 研修修了者 : 月額 45,000円(=4,500円 × 10年)を加算

研修未修了者 : 月額 35,000円(=3,500円× 10年) を加算

<期末手当加算(新規)>

1人あたり年額(手当基本額の2.55か月分)

研修修了者:年額 504,130円、 研修未修了者:年額 392,440円

(事業の内容)

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。 また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

〈手当基準額〉 研修修了者:月額 197,700円、研修未修了者:月額 153,900円

(実施主体) 都道府県・市

(補助率) 国 5 / 1 0 (都道府県·市 5 / 1 0)

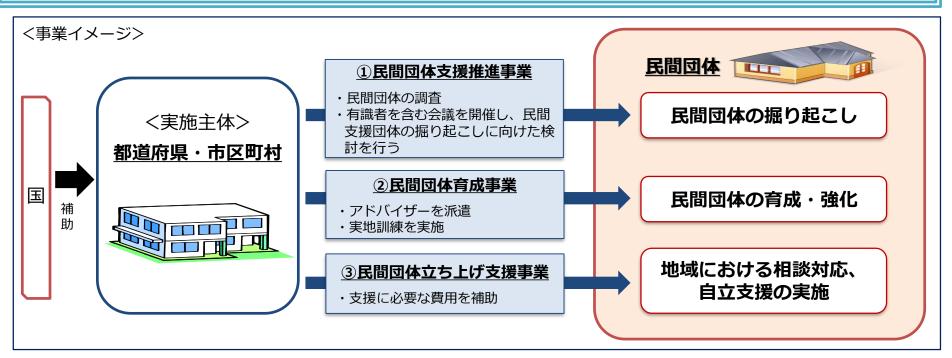
令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

<事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するための自治体に対する補助事業を創設する。

- ①民間団体支援推進事業:困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部 有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業:都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体 へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成 に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業:困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち 上げ支援を行う。

〈実施主体〉都道府県・市区町村 〈補助率〉国1/2、実施主体1/2 〈補助基準額〉1自治体当たり11,385千円



令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

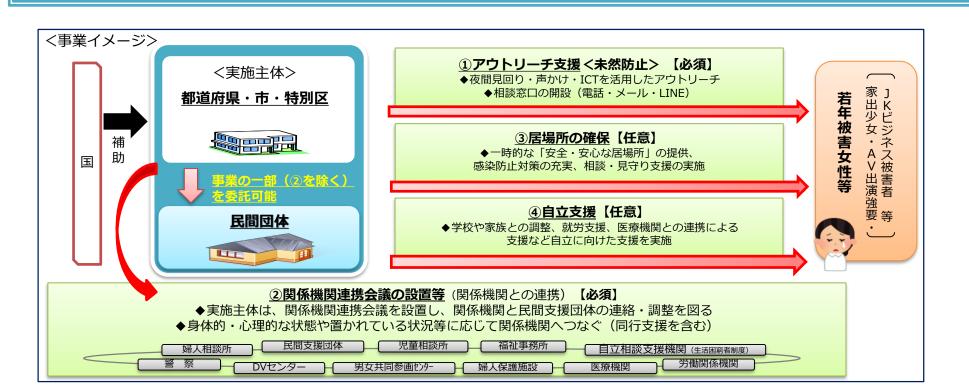
<事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

<令和4年度予算案の内容>

- ①アウトリーチ支援:相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議:行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保:夜間における適切な支援体制確保のための<mark>生活支援員の増員、警備体制の確保、</mark>特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための 個別対応職員の新たな配置を行う。
- ④自立支援:自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。
- 〈実施主体〉都道府県・市・特別区 〈補助率〉国1/2、実施主体1/2
- **<1か所当たりの補助基準額>45,634千円**(R3補助基準額 26,743千円)(①~④全て実施)



令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

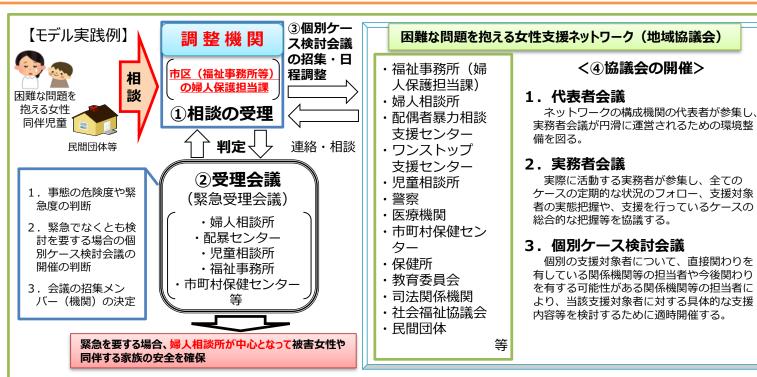
<事業内容>

様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な 取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民 間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を 展開するためのネットワーク(協議会)をモデル的に構築・運営する。

【実施主体】婦人相談員を設置している市(特別区含む)

【補助基準額】 1 自治体当たり 8,673千円 (R3:8,519千円)

【補助率】国:定額(10/10相当)



困難な問題を抱える女性支援ネットワーク(地域協議会)

<④協議会の開催>

実務者会議が円滑に運営されるための環境整

実際に活動する実務者が参集し、全ての ケースの定期的な状況のフォロー、支援対象 者の実態把握や、支援を行っているケースの

個別の支援対象者について、直接関わりを 有している関係機関等の担当者や今後関わり を有する可能性がある関係機関等の担当者に より、当該支援対象者に対する具体的な支援 内容等を検討するために適時開催する。

(5) 支 援 の 実

家割支個 族分援別 に担のケ 対に方し 切、各会裁し、各会議 支害係に 援女機で を性関話 行や・し う同職合 。伴種わ すのれ る役た

8. 成育基本法等を踏まえた 母子保健医療対策の推進

産後ケア事業(妊娠・出産包括支援事業の一部)【拡充】

R 4 予算案:44.4億円(41.5億円)

【平成26年度創設】

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、 少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子 育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても 活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、市町村の努力義務として規定された(令和3年4月1日施行)
- ※ 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内 容

◆ 対象者

産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者

◆ 内 容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

◆ 実施方法·実施場所等

- (1) 「宿泊型 | ・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリーチ型」・・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、2 4時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体·補助率等

◆ 実施主体 : 市町村

◆補助率: 国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

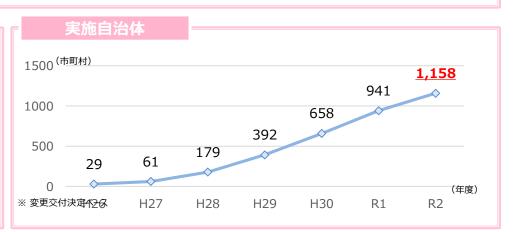
- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円【拡充】
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,474,600円(拡充)
- (3) 住民税非課税世帯に対する利用料減免【新規】

1回(泊)あたり 5,000円

(4) 24時間365日受入体制整備加算【新規】

1施設あたり年額 2,635,300円

※ (1) 及び (2) の補助単価は6か所を上限とする。(委託先の数を制限するものではない)



産後ケア事業を行う施設の整備

令和3年度補正予算額:23億円

目的·内容

○ 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年度末までの全国 展開を目指すこととされているところ、令和2年度時点の実施市町村数は1,158市町村となっている。

未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率 1 / 2 相当額を 2 / 3 相当額に引き上げる。

要求費目·所要額

(項) 児童福祉施設整備費

(目) 次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額:2,304,900千円

参考

<少子化社会対策大綱(抜粋)>

- I-2(3)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
 - ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

性と健康の相談センター事業【新規】※現行の「女性健康支援センター事業」や

R 4 予算案: 9.2億円

目的

成育基本方針(令和3年2月9日閣議決定)に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプ ションケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組)の実施など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行う 事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

◆ 内 容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠 出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7)若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出牛前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体·補助率等

◆ 実施主体:都道府県·指定都市·中核市

◆ 補 助 率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

◆ 補助単価:月額829,750円 + 取組に応じた加算

母子保健対策強化事業【新規】

R 4 予算案: 5.3億円

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。

内容

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関する記録の電子化
- (4) 各種健診に必要な備品(屈折検査機器等)の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

実施主体·補助率等

◆ 実施主体 :市町村

◆補助率: 国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案: 6,043,000円

不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援

令和3年度補正予算額:67億円

目 的

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、経過措置等を講じる。

円滑な移行に向けた支援

1. 移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象とする。



- 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市(負担割合:国1/2、都道府県等1/2)
- 2. 現行の助成が円滑に行われるよう、予算額が不足する自治体に対しては、不足分を措置する。

参考(現在の事業概要)

- 〇 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)
- 〇 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦 (治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦)
- 〇 給付の内容 ①1回30万円

※凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものついては、1回10万円 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、 40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成(1子ごと)

- ②男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 〇 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 〇 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2 (負担割合:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)、安心こども基金を活用

出生前検査認証制度等広報啓発事業【新規】

R 4 予算案: 0.8 億円

目的

○ 出生前遺伝学的検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行うことを目的とする。

内容

出生前遺伝学的検査に関する相談支援を担う地方自治体が、検査について正しく理解するとともに、その相談支援の取組を推進することを目的として、必要な広報啓発を行う。

また、出生前遺伝学的検査を希望する妊婦が、検査について正しく理解した上で、受検するかどうか妊婦自身が判断できるよう、必要な広報啓発を行う。

- (1) ウェブ広告
- (2) 紙媒体での広告
- (3) ポスター等の作成
- (4)シンポジウムの開催等

実施主体·補助率等

◆ 実施主体 : 民間団体(公募により決定)

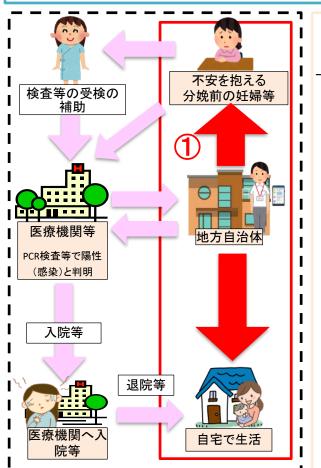
◆ 補 助 率 : 定額

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援

<u>ー新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業-</u>

令和3年度補正予算額 30.4億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず 胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を 過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下にお ける妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

1. 不安を抱える妊産婦への寄り添い支援

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制 約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱え て生活をしている状況にある。
- さらに、感染した妊産婦は、医師の判断により、分娩が帝王切開となったり、出産後に母子分離となる可能性があり、自責の念にかられたり、メンタルヘルス上の問題、母子関係(ボンディング)障害などのリスクが懸念される。
- このため、不安を抱える妊産婦や新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、<u>助産師や保健師等が、定期的な自宅への訪問や電話等により、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する。</u>

■実施主体:都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

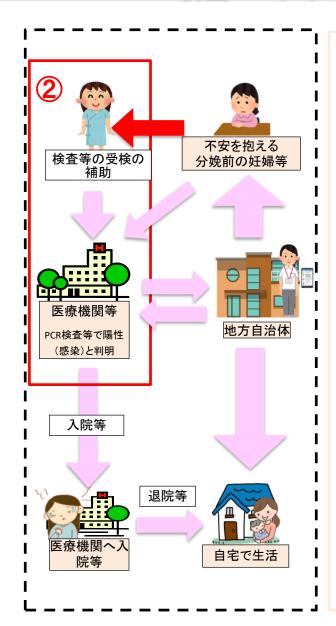
■補助率 : 1/2

■補助単価:寄り添い支援:15,000円×妊婦一人への支援回数×妊婦数、

医療機関委託:425,000円(1自治体当たり)

都道府県調整事務費:892,000円(1都道府県当たり)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 - 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業-



【事業内容】

2. 不安を抱える妊婦等への分娩前のウイルス検査

- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、 その経過は同年代の非妊娠女性と変わらないとされている。また、妊娠 初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、ウイルスが 原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低いとされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦 の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、<u>強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を</u> <u>有する妊婦が</u>かかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、 分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

■実施主体:都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

■補助率 : 1/2

■補助単価:20,000円(1回を限度)×妊婦数

■補助の条件

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保、
- ③ 感染した妊産婦に対する寄り添い型支援(上記1の事業)の実施

【留意事項】

本検査は、<u>妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施</u>する ものであり、<u>院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査</u> を強いるという性格のものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 一新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業一



【事業内容】

3. オンラインによる保健指導等の実施

- 妊娠期間中に市町村等において開催される母親学級や両親学級は、妊婦等が育児等に係る知識や技術を習得する重要な機会であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自治体によっては開催が中断されている。
- また、不安や悩みを抱えながらも、感染症への懸念から、子育て世代包括支援センター等の相談窓口への訪問を躊躇する妊産婦等も少なくない。
- このような中、ビデオ通話によるオンラインでの両親学級の開催や、個別相談・健康指導に取り組む ことにより、好産婦等に対し積極的に情報提供や相談対応等を行うことが求められている。
- このため、<u>オンラインによる両親学級等の母子保健事業を実施するための費用を補助</u>する。

4. 育児等支援サービスの提供

- 厚生労働省では、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の見解を踏まえ、妊婦の方々に対し、新型 コロナウイルスの流行下において、現在お住まいの地域での出産を考慮するよう求めている。
- 帰省して分娩し、実家の親からの育児・家事援助等を受けながら産前・産後期を過ごす予定であった 里帰りが困難となり、生活面で不安を抱えている妊婦も存在する。
- このようなことから、<u>里帰り出産が不可となった妊婦等を対象として</u>、里帰りをしなくても安心して 産前・産後期を過ごせるよう、民間の育児支援サービス等の利用に係る費用の補助を行う。
- ■実施主体:市区町村 ■補助率:国1/2、市区町村1/2
- ■補助単価:上記3の事業:1,900,000円(1自治体当たり)、
 - 上記4の事業:10,000円(1世帯につき、月4回を限度)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦·乳幼児への総合的な支援 一幼児健康診査個別実施支援事業一

事業内容

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を 避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた 場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体:市区町村

■補助率 : 国1/2、市区町村 1/2

■補助単価:医科5,930円/1人、歯科3,510円/1人

1歳6か月児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ① その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ① 育児上問題となる事項
- ③ その他の疾病及び異常の有無





(参考1)令和4年度子ども家庭局 予算案の概要

令和4年度予算案の概要 (子ども家庭局)



令和4年度予算案の概要

○ 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策及び社会的養育の迅速かつ強力 な推進、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備、母子保健医療対策の強化、子ども の貧困対策とひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援の推進などによ り、

子どもを産み育てやすい環境を整備する。 <主要事項>

第1 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

1 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築等

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の推進
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第4 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

第5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興庁計上)
- 2 被災した子どもに対する支援(復興庁計上)

<予算額>

(単位:億円)

会計区分	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算案等	増▲減額	伸び率
一般会計	4,560	6,220	1,660	+ 3 6%
うち当初予算案	4,560	4,598	+38	+0.8
うち補正予算	0	1,622	_	_
東日本大震災復興 特別会計	2. 5	11.0	8.5	4 3 9 %

[※] 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

[※] 一般会計には、デジタル庁計上分を含む。

第1 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

核家族化・共働き世帯の増加などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、家庭だけでの子育てが難しくなっており、特に未就園児を中心に、虐待等のリスクが顕在化する前の早期支援の強化が必要である。

そのため、妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への 訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、 包括的な支援体制の構築を図る。

また、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組み、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

1 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築等

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))214億円の内数 → 817億円の内数(うち補正予算 602億円)

(1) 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築

【令和3年度補正予算】

・母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円 妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、 居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。 (※)安心こども基金に計上

(2)ヤングケアラーへの支援【新規】

- ・ ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組む。
- ・中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修、コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する(「ヤングケアラー支援体制強化事業」の創設)。
- ・ 当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する(「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」の創設)。

第 2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))1,732億円の内数 → 1,733億円の内数(うち補正予算 6億円)

(1)地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

・ 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した 子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】(再掲)

・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア 事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が 適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直し(1自治体当たり単価→ 1施設当たり単価)を図る。

(3) SNSを活用した相談支援の強化等

【令和3年度補正予算(デジタル庁ー括計上)】

- ・虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制 1.1億円 子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各自治体(又は各児童相談所)がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。
- ・AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進 4.9億円 AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組(設計・開発等)を実施する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))1,635億円の内数 → 2,450億円の内数(うち補正予算 815億円の内数)

(1) 児童相談所の体制強化等

- ・ 子どもの意見・意向表明(アドボケイト)について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。
- また、児童相談所における第三者評価の推進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用の補助を創設するほか、一時保護所 又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることがないよう、これまで行ってきた通学の 際の付添員の配置支援に加え、原籍校への送迎を支援するメニューを追加する。
- 児童相談所における専門人材の確保・資質向上の推進の観点から、弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置に要する費用の補助を創設するとともに、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算の創設、OJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師やアドバイザーを研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みの創設により、児童相談所の体制強化を図る。

【令和3年度補正予算】

- ・母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円の内数 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所 等の整備等に当たっての補助率の嵩上げ(1/2→9/10)を行う。
- (※)安心こども基金に計上
- ・要保護児童等情報共有システム改修等事業 65億円 要保護児童等に関する情報共有システムを導入するに当たり、自治体の既存システムを情報共有システムと連携させる ために必要となる改修等の費用について、補助を行う。
- ・児童相談所等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談 支援事業、一時保護所等における医療連携体制強化事業 66億円の内数

児童相談所等におけるICT化や、一時保護所において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費や、宿泊施設の借り上げ費用等について補助を行う。

(2) 市町村における取組の充実

・ 市町村における支援体制の強化に向けて、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく、子ども家庭総合支援 拠点の設置促進を図るため、引き続き、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を行う。

【令和3年度補正予算】

- ・ 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円の内数 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問支援員(仮称)が、家事・育児等に対して 不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを 傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施するための補助を行う。
- (※)安心こども基金に計上
- ・ 子ども家庭総合支援拠点等におけるICT化推進事業 4.2億円の内数 子ども家庭総合支援拠点におけるICT化を推進し、用務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活 用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))1,636億円の内数 → 2,446億円の内数(うち補正予算 809億円の内数)

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

- ・ 子どもの最善の利益の実現のため、令和2年度より、都道府県等における社会的養育推進計画に基づく里親等への委託の推進に 向けた取組等を進めているが、「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」とする目標等を踏まえ、更なる取組の 強化を行う必要があることから、以下のとおり、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の拡充を図る。
 - ◆ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
 - ◆ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設。(経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能)
 - ◆ 里親家庭が一時的な休息(レスパイト)を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援 を創設。
 - ◆ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直し。
- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業(モデル事業)について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を 一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大するほか、特別 養子縁組を行った当事者同十やあっせんを行った機関等の交流等に取り組む。
- 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から 依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、事務費に 「法的問題対応加算」を設け、弁護士の嘱託費用等を補助する。
- 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する 「社会的養護魅力発信等事業」を創設するとともに、児童養護施設等における児童相談所OB等の雇上げや、児童養護施設等職員 の相談支援体制の構築を支援する。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進

- ・ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備 費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要 となる権利金や前払地代などの一時金の一部を補助する。
- ・ 社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても児童入所施設措置費等国庫負担金において実施する。

【令和3年度補正予算】

- · 社会的養護従事者処遇改善事業 36億円
- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護関係施設の職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施する。
- ・児童養護施設等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談・支援事業、児童養護施設等における医療連携体制強化事業 66億円の内数 令和2年度補正予算に引き続き、児童養護施設等におけるICT化や、感染対策に伴うかかり増し経費、感染が疑われる
- 令和2年度補正予算に引き続き、児童養護施設等におけるICT化や、感染対策に伴うかかり増し経費、感染が疑われる 者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等の補助を実施する。
- ・児童養護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化 39億円の内数 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置 等)に必要な経費を支援する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の 改修等について支援を行う。

(3) 自立支援の充実

- ・ 児童養護施設退所者等(ケアリーバー)への自立支援に関する取組を強化するため、以下のとおり、社会的養護自立支援事業の 拡充を図る。
 - ◆ 自立支援を行う機関において、コーディネーターの配置を促進するため、取組状況に応じて補助員の配置等に要する費用の加算を創設するとともに、1つの自治体に複数名配置出来るよう補助単価を見直す。
 - ◆ 医師の配置促進や、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、医療連携支援に関する補助を拡充する。
 - ◆ ハローワーク等の就労支援機関への同行支援等の取組を強化するため、就労相談支援に関する補助を拡充する。
 - ◆ 身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から措置解除等から5年以内の者まで拡大する。

【令和3年度補正予算】

- ・母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円の内数 都道府県等が各地域においてケアリーバーの実態調査やヒアリング、関係機関との連絡会議など、ケアリーバーの自立 支援を行う上で必要な実態把握等を行うための補助制度を創設する。
- (※)安心こども基金に計上
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 2.1億円 施設退所者等に対して、自立支援のため、家賃相当額の貸付けや生活費の貸付け、資格取得費用の貸付けを行っており、

第 3 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、 意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21 (第2次)」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))969億円の内数 → 1,640億円の内数

(うち補正予算 671億円)

○ できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

(1)保育の受け皿整備【一部新規】

- ・ 「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による 保育所等の整備を推進する。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な 経費を支援する。

【令和3年度補正予算】

- ・「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 467億円 「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。
- ・保育所等における感染症対策のための改修整備 1.5億円 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に 必要な経費を支援する。
- ・保育所等の耐災害性強化 39億円 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に ついて支援を行う。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策

- ・ 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務 負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を 見直す。
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

【令和3年度補正予算】

- ・保育所等における I C T 化推進等事業 18億円
 - 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

・保育士修学資金貸付等事業 31億円 指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

(3) 多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う (1/2→2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算 を創設する。
- ・ 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要な経費 を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

【令和3年度補正予算】

- ・保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 113億円 保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら 保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の 経費を支援する。
- ・保育所等における感染症対策のための改修整備等 2.0億円 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要な経費を支援する。

(4)認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置 や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等について、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要となる改修費や移転費等を 支援する。

(5) 児童館における子育て支援等の取組の推進【一部新規】

児童館の機能強化を図るため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施、横展開が可能になるような好事例集の作成を行う「児童館における健全育成活動等開発事業」を創設する。

2 子ども・子育て支援新制度の推進(一部社会保障の充実) ※一部を除き、内閣府予算に計上

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))3兆2,070億円の内数 → 3兆3,301億円の内数(うち補正予算 975億円)

(1)教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

・ 「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町 村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

- 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

く令和4年度予算案における主な充実事項>

◇保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

(※)他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

く令和4年度予算案における主な充実事項>

・利用者支援事業

基本型を実施する事業所が、一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援する。

・放課後児童クラブ

- ▶ 認可保育所の保育士等と同様に、放課後児童クラブの放課後児童支援員等についても処遇改善を実施する。
- ▶ 「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
 - ① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配(計2名)、障害児9人以上 受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配(計3名)できるよう補助単価を拡充。
 - ② 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

※ 地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、 事業主からの拠出金を充当(928億円)

【令和3年度補正予算(内閣府計上)】

・教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 899億円の内数

保育士等と同様に、放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置※を令和4年2月から実施する。

- ※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ・地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策にかかる支援 65億円の内数

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

・放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 65億円の内数

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要となる経費について補助を行う。

ウ 重層的支援体制整備事業(厚生労働省に計上)

重層的支援体制整備事業を実施する市区町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

(2) 放課後児童クラブの受け皿整備(一部社会保障の充実)

・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023 年度末までに約30 万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き、施設整備費の補助率嵩上げ(公立の場合:1/3→2/3)を行う。

【令和3年度補正予算(内閣府計上)】

・放課後児童クラブの整備促進 12億円

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

(3) 企業主導型による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

・ 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

(4)児童手当の支給

・ 家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律に基づき、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

3 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度予算案(補正含む))

159億円の内数

→ 276億円の内数

(うち補正予算 121億円)

○ すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア 事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が 適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直し(1自治体当たり単価→ 1施設当たり単価)を図る。
- ・ 新たに両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品 (屈折検査機器等)の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を創設する。
- ・ 都道府県等が実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター 事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査(NIPT)に係る専門的な相談対応及び性や妊娠に係る啓発等総合的な性や生殖 に関する健康支援を行う。
- このほか、若年妊産婦等への支援、多胎妊娠の妊婦健康診査費用や出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用の助成、 新生児聴覚検査の推進体制の整備などについて、引き続き実施する。

【令和3年度補正予算】

- ・産後ケア事業を行う施設整備の促進 23億円 出産後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開に向け、施設整備に係る国庫補助率を 引き上げ(国1/2相当額→2/3相当額)、設置を促進する。
- ・産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業 0.4億円 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するため、かかり増し経費等への補助を行い、産後ケア事業を行う施設に おける感染防止の取組を支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 30億円 新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援や健康診査を受診しづらい状況にある幼児 への支援等を行う。

(2) 不妊症・不育症への支援

- ・ 既に保険適用されている検査の保険診療としての実施を促すとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進する ため、先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行う。
- 不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センター(再掲)へのカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において、生殖補助医療法(令和3年3月施行)に基づく不妊治療等に関する広報啓発やピアサポーター等の研修を実施する。

【令和3年度補正予算】

- ・不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援 67億円 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。
 - (※)安心こども基金に計上

(3) 予防のための子どもの死亡検証体制整備【一部新規】

- ・ 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討する ためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証 並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術 的支援を実施する。
- ・ また、令和4年度においては、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを新たに 整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(4) 出生前検査認証制度等に関する広報啓発【新規】

・ NIPT等出生前検査の適切な運用に資するよう、自治体における妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関に おける受検を促進するための広報啓発を行う。

(5) 成育基本法に基づく取組の推進

・ 成育基本法(令和元年12月施行)及び成育医療等基本方針(令和3年2月閣議決定)を踏まえ、従来までの「健やか親子21 (第2次)」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法等に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。

第 4 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。また、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善や、関係機関の連携・NPOとの協働による支援等を推進する。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))1,756億円の内数 → 1,817億円の内数(うち補正予算 24億円)

(1) 支援につながるための取組

- ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談 支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応に必要な費用の補助を実施 する。
- ・ ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- 母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助を実施する。
- ・ 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談 対応ツールや動画などによる研修ツールを作成し、相談員の専門性の向上及びひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。
- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業 程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。
- ・ 自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、住居の借り上げに必要となる資金の貸付けを行うことにより、生活基盤 の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

【令和3年度補正予算】

- ・ひとり親家庭等相談支援体制強化事業 1.6億円
- ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。
- ・子どもの生活・学習支援事業 0.5億円

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な 居場所において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費等)を補助 する。

・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 22億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(「中間支援法人」)を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。

(2) 就業支援

- ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象 資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金について一定 の要件を満たす場合にその上限額の引上げを図る。
- ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善する。

(3)養育費確保及び面会交流支援

- ・養育費等相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に 関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。
- ・ 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談 対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。
- ・ 養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を 考えるための親支援講座の実施、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、自治 体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に行うモデル事業を実施する。

・ 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な 面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

(4)経済的支援

- ひとり親家庭等の生活の安定に寄与するため、児童扶養手当を支給する。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金による子どもの修学に必要な資金等の貸付けを行う。

2 困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度予算案(補正含む))

236億円の内数

→ 343億円の内数

(うち補正予算 105億円の内数)

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の充実【一部新規】

- ・ 婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、困難な問題を抱える女性への支援を展開する地域のNPO等の支援体制を強化する ため、婦人保護施設に民間団体支援専門員の新たな配置又は心理療法担当職員の加配を行う。
- 婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。
- 関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を 設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。
- 多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題の現状に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、 特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する自治体に 対する補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」を創設する。
- 「若年被害女性等支援事業」について、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修 受講の促進、居場所支援における夜間の生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の 個別対応職員の加配等を行うことで、民間団体による困難な問題を抱える女性への支援体制の更なる強化を図る。

【令和3年度補下予算】

・婦人相談所等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談・ 支援事業、一時保護所等における医療連携体制強化事業 66億円の内数

令和2年度補正予算に引き続き、婦人保護所等におけるICT化や、感染対策に伴うかかり増し経費、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等の補助を実施する。

・婦人保護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化 39億円の内数

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の 改修等について支援を行う。

第5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興庁計上)

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案) 2.5億円 → 11億円

- 東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく、施設の復旧に必要な経費の財政支援 を行う。
- ※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

2 被災した子どもに対する支援(復興庁計上)

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案)125億円の内数 → 115億円の内数※被災者支援総合交付金の内数

東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育の 迅速かつ強力な推進に関する令和4年度予算案(令和3年度補正予算)のポイント

I 子育て家庭への包括的支援体制の構築等

妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、支援が必要な子育て家庭等に対する家庭・養育環境の支援の充実を図ることにより、包括的な支援体制の構築を推進する。また、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

- ・ 妊産婦、子育て世帯、子どもの誰 1 人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐため、母子保健と児童福祉の一体的な 支援体制を構築する。また、家事・育児等に不安を抱える家庭等(ヤングケアラーを含む)に対する家事・育児支援や家庭や学校 に居場所のない子どもに対する居場所支援、ペアレントトレーニング等の保護者支援等の事業を創設するとともに、子育て短期支 援事業等のレスパイト支援の充実等を図る。(令和3年度補正予算)
- ・ ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修を支援する。さらに、ユーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する。また、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

Ⅱ 児童虐待防止対策

児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

- ・ 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携した、 地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ・ 子どもの意見・意向表明(アドボケイト)事業の実施要件を柔 軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職 員の確保を推進。
- ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく、 子ども家庭総合支援拠点の設置促進を引き続き図る。
- ・ 一時保護所の定員超過を解消するための整備等の**補助率嵩上** <u>げ</u>。(令和3年度第1次補正予算)
- ・ SNSを活用した**全国一元的な相談支援体制**の構築等の強化、 「要保護児童等に関する情報共有システム」に基づく自治体間の 円滑な**情報共有のための体制整備、AIを活用した緊急性の判断に 資するツール開発**の促進を図る。(令和3年度第1次補正予算) 等

Ⅲ 社会的養育支援

特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の体制強化など更に推進する。

- ・「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく**補助率の嵩 上げ**や、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組の 支援**等を引き続き実施する。
- ・ 新規の里親家庭に経験豊富な里親を派遣して養育支援を実施する。
- ・ 児童養護施設等における<u>児童相談所OB等の雇上げ</u>や、児童養護 施設等職員の相談支援を実施する。
- 児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を実施する。
- 特別養子縁組を行った<u>当事者同士や</u>、あっせんを行った<u>機関等の</u>交流等に取組む。
- ・ 施設退所者等(ケアリーバー)への支援を行う**コーディネーター の配置**や、**都道府県等による実態把握等の補助制度を創設**する。 (都道府県等による実態把握等: 令和3年度第1次補正予算)
- ・ 社会的養護関係施設の職員の処遇改善を実施する。

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度補正予算額:602億円(安心こども基金に計上)

目 的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援(訪問支援等)を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1.母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

(1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援

【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】

- (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの 作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進 【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- (3) 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】

②支援をつなぐ環境整備 ①相談・コーディネート <妊婦支援> く支援体制構築> 妊娠届、妊婦健診、妊婦訪問 妊産婦 地域資源、民間資源、児相・児 <産婦支援> 童家庭支援センターとのシー 産後ケアのつなぎ、乳幼児健診 ムレスな体制の構築 乳児家庭全戸訪問 →併設や連携体制の構築 子育て世帯 つながり(アウトリーチ)・状況把握 <資源の把握・創生> 相談、サポートプラン作成 (保護者) 保育所等のかかりつけ機関 支援のつなぎ 子ども食堂等の地域資源 訪問家事支援等の民間資源 児童相談所等の行政機関 相談、支援のつなぎ



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- (1) 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- (2) ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- (3) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進 【子どもの居場所支援整備事業/子どもの居場所支援臨時特例事業】

(4) 子育て世帯のレスパイト支援の充実 (親子入所支援・利用料減免等)

【子育て短期支援整備事業/子育て短期支援臨時特例事業/一時預かり利用者負担軽減事業】



(訪問家事育児支援)



(親子関係形成支援)



(子どもの居場所支援)

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

(1) 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進

【特定妊婦等支援整備事業/特定妊婦等支援臨時特例事業】

- (2) 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援 【児童相談所一時保護所等整備事業】
- (3) 社会的養護経験者 (ケアリーバー) に対する自立支援体制の整備

【社会的養護自立支援整備事業/社会的養護自立支援実態把握事業】



(支援の必要性の高い妊産婦の支援)



(社会的養護経験者の自立支援)

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村 (NPO法人等に委託可)

実施期間

令和3年度~令和5年度末

別 添 3

令和4年度予算案における児童虐待防止対策関連予算(概要)

- ◆ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加し、令和2年度には約20万件となっているほか、痛ましい事件が後を絶たず、対策の強化が急務。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(平成30年12月関係府省庁連絡会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31 年3月関係閣僚会議決定)、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)など、累次の対策が講じ られているところであり、これらの対策を着実に実施していく。 ※令和3年度補正予算含む

児童虐待の発生予防・早期発見

◇地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行い、 地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

◇好産婦への支援の推進

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

◇子育て世代包括支援センターの全国展開、子ども家庭総合支援拠点の設置促進

年々増加する児童虐待の対応にあたり、虐待の発生予防、早期発見の重要性が高まっていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括 支援センターや新プランに基づく子ども家庭総合支援拠点の設置を進める。

◇SNSを活用した相談支援の強化等【令和3年度補正予算】

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築等の強化を図る。

児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

◇子どもの権利擁護の推進【拡充】

子どもの意見・意向表明(アドボケイト)について先進的な取組を行う自治体への支援や、児童相談所への第三者評価の受審の推進、一時保護中の児童の原籍校への送迎支 援を図る。

- ◇一時保護所の定員超過の改善【令和3年度補正予算】
 - 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所等の整備等に当たっての補助率を嵩上げす る。
- ◇専門人材の確保・資質向上の推進【拡充】

更なる拡充を図ることとしている。

弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置支援、研修等に当たっての外部人材の活用促進を図る。

◇要保護児童等に関する情報共有システムの整備【令和3年度補正予算】

「要保護児童等に関する情報共有システム」を活用した自治体間の円滑な情報共有のための体制整備の促進を図る。

◇AIを活用した全国統一ツールの開発促進【令和3年度補正予算】

完全相談所における。時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

- ※ヤングケアラーへの支援については、来年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当 事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。
- ※このほか、家庭養育の推進や自立支援の充実等については、平成28年改正児童福祉法の理念や骨太の方針を踏まえ、里親支援等や措置解除者に対する支援についての 95

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,360億円
- ·里親制度等広報啓発事業2.1億円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・社会的養護魅力発信等事業(新規)20百万円
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業381億円の内数
- ・里親養育包括支援(フォスタリング)職員研修事業34百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

I 包括的な里親養育支援体制の構築

里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親 養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

〈取組内容〉

- ・ 令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ (1/2→2/3) を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う 先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実 施。
- 新規登録里親へ経験豊富な里親を派遣して養育支援する取組を創設
- 里親家庭の一時的な休息(レスパイト)への支援の強化。

委託後支援・交流

里親

リクルート

・広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度 の普及啓発

- 登録前研修、更新研修の実施
- ・委託後や未委託里親へのトレーニングの実施
- ・子どもと里親とのマッチング
- 自立支援計画の作成
- ・委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

自立支援担当職員の補助単価の見直し(事業費を追加)。 特別養子縁組の推進

民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を 進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減 を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や 第三者評価受審費用等への助成等を実施。

養子 縁組

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び 多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

児童養護施設や乳児院等の施設において、「小規模 かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する 取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転 換」に関する取組等を推進。

<取組内容>

- ・ 年度ごとに補助事業者を採択する什組みのモデル事業の一部を一般事 業化し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡 大。
- ・ 特別養子縁組を行った**当事者同士や**あっせんを行った機関の交流等に 取組む。

<取組内容>

施設

小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和6年 度末までの集中取組期間における整備費の補助率の嵩上げ(1/2→2/3) を実施するとともに、定期借地権設定のための一時金の一部を補助。等

自立支援の充実

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達したことに より措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保 に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。

自立 支援

<取組内容>

- コーディネーターの配置に対する補助の拡充のほか、**医療機関や就労支援機関への同行支援**等を行うための補助を拡充。
- 施設退所者等の実態把握等を進めるとともに、自立支援のための体制整備を促進する。
- 施設退所後の生活費等や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、退所後5年まで延長。
- ※ 施設退所者等の実態把握等及び施設退所後の貸付は令和3年度第1次補正予算において措置。

等

上記のほか、社会的養護関係施設の職員に対する<mark>処遇改善(3%程度(月額9,000円)引上げ)</mark>を令和3年度補正予算及び令和4年度予算案において措置。 また、令和2年度補正予算に引き続き、ICT化、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を令和3年度補正予算において措置。

別 添 5

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備・保育人材の確保等

保育の受け皿整備

- ▶ 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進。(※1)
- 新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援。(※1)

保育人材確保のための総合的な対策

- 保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直し。
- ▶ 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援。(※2)
- ▶ 指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増し。(※1)

など

多様な保育の充実

- ▶ 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、看護師等を複数配置する場合の加算を創設。
- ▶ 老朽化した備品や設備の更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和。
- 保育所等における感染対策に伴うかかり増し経費、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等に必要な経費を 支援。(※2)

認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援。
- 認可外保育施設が設備面において認可保育所の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援。

など

子どもを産み育てやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- ① 好産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定





子育て世代包括支援 センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

妊娠に関する普及啓発

産前・産後サポート事業

妊娠に関する相談等

妊婦健診

産婦健診

乳幼児健診

子育て支援策

- ・保育所・認定こども園等
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・その他子育て支援策

不妊症・不育症への支援

両親学級等

産後ケア事業

性と健康の相談センター事業等

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康 管理を支援するため、プレコンセプションケア(女性やカップルを対象と して、将来の妊娠のための健康管理を促す取組)の実施など、思春期、妊 娠、出産等の各ライフステージに応じて切れ目のない支援を実施する。

不妊症・不育症への支援

不育症検査費用の助成とともに、相談支援の充実を図るため関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点としたカウンセラー配置等を推進する。

妊娠•出産包括支援事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、新たに、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図るとともに、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。また、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進する。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等)を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴 覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と 診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況 の把握や精度管理の実施を支援する。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業等

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関の連絡調整、データ収集及び整理、多機関等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するほか、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県に対する技術的支援を実施する。

また、ポータルサイトの運用や予防可能な子どもの死亡事故の予防策等 について普及・啓発を行う。

別 添 7

ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- ◆ 「子供の貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づき、ひとり親家庭の就業による 自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。
- ◆ 多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、相談から保護、自立に至るまでの支援の充実・強化を図る。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ○母子家庭等対策総合支援事業
- ◇ I T機器等を活用した相談支援体制の強化「令和3年度補正予算」 令和2年度補正予算に引き続き、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。
- ◇ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【拡充】 ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心 理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談 支援以外の事務的な業務を補助する者の配置等、休日・夜間の相談対応に必要 な費用の補助を実施する。
- ◇子どもの生活・学習支援事業【令和3年度補正予算】 感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を実施する。
- ◇ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業【令和3年度補正予算】 困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(「中間支援法人」)を公募し、その取組に要する経費を助成する。

◇母子家庭等自立支援給付金事業【拡充】

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度も継続するとともに、自立支援教育訓練給付金の上限額を引上げる。

◇高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、支給方法を見直す。

◇離婚前後親支援モデル事業

離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うなど、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

○養育費等相談支援センター事業

養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。

困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

○婦人保護施設措置費(拡充)

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。

また、婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

- ○児童虐待·DV対策等総合支援事業
- ◇婦人相談員活動強化事業【拡充】

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

◇民間団体支援強化·推進事業【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

◇若年被害女性等支援事業【拡充】

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

◇困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク(協議会)の構築・運営に要する費用を補助する。

子ども家庭局 施策照会先一覧(厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 子育て世帯生活支援特別給付金について	総務課	_	下間 聡	4964
2. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援について	家庭福祉課	措置費係	松浦 篤	4623
3. 保育士等の処遇改善について	保育課	保育調整係	恩田 尚紀	4855
	家庭福祉課	指導係	村木 建治	4878
	子育て支援課	健全育成係	今野 健宏	4845
4. こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について	総務課	企画法令係	朝井優	4815
5. (1)保育人材の確保について	保育課	保育士対策係	佐々木 あやの	4858
5. (2)待機児童対策について	保育課	待機児童対策係	野田 優也	4840
		予算係	加藤泰士	4837
5. (3)人口減少下における保育提供等について	保育課	企画調整係	角野 槙一	4852
5. (4)保育所等における新型コロナウイルス感染症対 策について	保育課	企画調整係	角野 槙一	4852
		保育調整係	恩田 尚紀	4855
		予算係	加藤 泰士	4837

子ども家庭局 施策照会先一覧(厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

6. 放課後児童クラブについて	子育て支援課	健全育成係	今野 健宏	4845
7. (1)児童虐待防止対策の強化について	家庭福祉課 虐待防止対策室	調整係	島田 耕陽	4896
		児童相談係	八鍬 亮太	4865
7. (2)ヤングケアラーの支援について	家庭福祉課 虐待防止対策室	自治体支援係	内尾彰宏	4849
7. (3)社会的養育の充実について	家庭福祉課 母子家庭等自立支援室	指導係	村木 建治	4878
7. (4) (ひとり親家庭等の自立支援の推進)		生活支援係	久保 拓也	4884
		就業支援係	多鹿 みさ	4888
		扶養手当係	村野 拓也	4889
(困難な問題を抱える女性への支援等の推進)		女性保護係	多鹿 みさ	4886
4. 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進	母子保健課	母子保健係	鈴木 彰	4975
		予算係	小橋口 啓	4977
(参考1)令和2年度子ども家庭局予算案の概要	書記室	経理係	石﨑 裕義	4806